

議 事 日 程 (第 3 号)

令和8年3月5日(木曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	遊 佐 亮 太 君	2番	伊 原 ひ と み 君
3番	駒 井 江 美 子 君	4番	今 野 博 義 君
5番	洪 谷 敏 君	6番	本 間 知 広 君
7番	那 須 正 幸 君	8番	佐 藤 俊 太 郎 君
9番	菅 原 和 幸 君	10番	土 門 治 明 君
11番	斎 藤 弥 志 夫 君	12番	高 橋 冠 治 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	松 永 裕 美 君	副 町 長	高 橋 務 君
総 務 課 長	鳥 海 広 行 君	企 画 課 長	渡 会 和 裕 君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	太 田 智 光 君	地 域 生 活 課 長	太 田 英 敦 君

健康福祉課長	渡部智恵君	町民課長兼 会計管理 者	土門良則君
教育長	土門敦君	教育委員 教育課 会長	荒木茂君
農業委員会 会長	齋藤勝広君	選挙管理 委員 会長	小林栄一君
代表監査委員	本間康弘君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 菅原 潤 議事係長 船越 早苗 主任 伊藤 真吾

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） おはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時）

議長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） おはようございます。時田博機前町長が逝去され、2年が経過しました。平成21年3月の初当選以来、日沿道の無料区間の整備に併せ遊佐パーキングエリアタウンの設置を掲げ、進められてきました。令和8年度にはその事業が完了に至ることになります。これまでの経過を振り返り、前町長からスタートしたこの事業を遊佐町の未来にどう生かしていくのかの視点で質疑を進めてまいります。

新道の駅の建築関連工事3件が今月25日に入札が予定されております。前町長が就任した平成21年度には酒田みなと一遊佐間の事業化が決定し、その後25年度には山形、秋田県境区間の遊佐象潟道路が国の直轄事業として事業化が決定しました。それらの決定を受け、町は遊佐パーキングエリアタウンの供用開始を平成31年度を目標に進めました。しかし、日沿道の開通めどがつかないとの理由で、後年度以降に遅ら

せるスケジュールの見直しを平成28年9月29日の全員協議会で議会に示しました。そのときから10年が経過する令和8年度にやっと私たちの目の前に全体像が明らかになりますが、役場庁舎建設事業費の約2倍ほどの33億円の総事業費を要すると昨年3月に行った地域住民向け説明会で町は示されました。財源は、関係省庁などの補助金、町が積み立てました基金、過疎債、借入金ですが、であると認識します。

役場新庁舎建設においては、起債対象事業費の22.5%が約20年間にわたり国から交付されると認識していますが、新道の駅の建設事業の起債対象予定額のうち、国から地方交付税等で受ける割合と償還期間はどれほどになるのか、町民も関心があるものと思います。本町の昨年末の人口は1万1,818人でした。役場新庁舎建設と新道の駅の建設に伴う町民1人当たりの年償還予定額と、この2つの事業の償還終了年度をいつ頃を予定するのか伺います。

町は、昨年3月の地域住民向け説明会で、新道の駅は次の世代にさらなる地域活性をもたらすことが目的であると述べています。1月に策定した遊佐町総合発展計画にも新道の駅を産業振興、地域交流、防災機能の拠点の玄関としての活用、町内周遊の仕組みづくりなどで町全体の活性化を図る必要があるとの趣旨で記載があります。私は、新道の駅から遊佐の元町商業施設や歴史的な文化財のアクセスは、万全な状況ではないと認識しております。今後の高速交通網の整備を視野に、町道などのインフラ整備を進める必要があると、これまで本会議の中で複数回述べさせていただきました。人口減少などの課題が存在する当町ではありますが、新道の駅の開業を遊佐町の未来へのスタートラインと位置づけ、通告書には特別職と記載しましたが、町長及び職員、それからまちづくり協議会、地区の区長、そして我々議会議員が一体となって施策を進める必要があると考えます。

以上、壇上からの質問といたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） おはようございます。令和8年3月定例会最初の一般質問として、9番、菅原和幸議員に答弁させていただきます。

遊佐パーキングエリアタウン整備事業の起債に当たっては、過疎債により財政融資基金、地方公共団体金融機構からの借入れを予定しております。過疎債については充当率100%、普通交付税の算定時に算入される割合、いわゆる普通交付税措置は70%となっており、措置される期間は令和7年度借入分につきましては令和8年度から令和19年度まで、令和8年度借入分につきましては令和9年度から令和20年度まで、共に12年間を想定しています。事業に当たっての借入額につきましては、令和7年度8年度の総事業費約33億500万円に対し、借入額約7億6,200万円を見込んでいます。これに今後の利率上昇を見込み、償還期間についても利子の加算分を含めて試算した結果、元利償還額総額が約10億300万円、償還期間が元金据置期間3年、償還期間9年の計12年、償還終了が令和20年度となります。この元利償還額総額を議員のご質問の中にありました令和7年12月末の人口1万1,818人を基に計算しますと、1人当たりの負担額は8万4,899円、さらに償還期間12年で計算しますと1人当たりの年間償還額は7,075円になります。

新庁舎建設事業につきましては、公共施設等適正管理推進事業債、減収補填債、緊急防災・減災事業債と複数の地方債を活用し、借入先も公的資金、銀行等引受けと異なっています。平成30年度から令和3年度まで借入れを行い、償還期間が最長30年、償還終了は令和33年度となっています。借入額総額は約16億4,600万円となっており、これに対する元利償還額総額は約17億4,700万円を見込んでいます。さきと同様

に計算しますと、1人当たりの負債額は14万7,903円、償還期間最長30年で算出しますと1人当たりの年間償還額は4,930円となります。この結果、議員のご質問にありました新庁舎建設事業と遊佐パーキングエリアタウン整備事業に伴う町民1人当たりの年償還額は1万2,005円となります。

次に、新道の駅事業については、次の世代にさらなる活性化をもたらす事業目的にぶれることなく、遊佐町民の誇りとなる施設を造り、そして遊佐の魅力を全国に発信するため、指定管理候補者であるジオ鳥海パートナーズグループと共にしっかりと準備を進めております。

最後に、議員よりありました新道の駅から各主要地へのアクセスが万全な状況ではないというご意見につきましては、町としても検討を重ねているところでございます。特に計画路線の一部区間が未着工になっております県道菅里—直世—下野沢線は、沿線に重要な観光資源である小山崎遺跡や丸池様があり、整備によりアクセスが向上することでより一層誘客効果が発揮されるものと思われまますので、事業化となるべく要望活動を継続していきたいと考えております。

道路網は、町民生活や経済及び社会活動の基礎となる重要な社会インフラでありますので、新道の駅から各主要地へのアクセスに重要な役割を担う県道の整備要望とこれらを結ぶための町道整備の検討を引き続き進めてまいります。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） それでは、自席のほうから質問をさせていただきます。

先ほど壇上でも触れましたが、自分なりに過去の資料を整理してみますと、前町長は酒田みなと—遊佐の事業化がちょうど初当選した平成21年度であったということもあって、その後遊佐パーキングエリアタウンの設置を計画的に進められたのかなと思います。

ちょっと過去を振り返ってみますと、先ほど言ったとおり21年度に酒田みなと—遊佐間の事業化が決定をし、それから3年後の24年には県の手続上にある都市計画決定、この告示を受けました。それで、翌年度、平成25年度には県境区間の遊佐象潟道路が国の直轄事業で事業化がされたと。そのような流れはあるようでありました。ただ、一方で時田前町長の時代には、去年でしたか、遊佐の合併70周年でしたが、10年前の平成26年7月には60周年の記念事業として遊佐パーキングエリアタウンの構想勉強会と申しますか、そういうことを進めながら進めておられました。それで、平成28年の3月30日に遊佐パーキングエリアタウンの基本計画が町のほうで示されました。私の記憶ですと、先日退官されました公益大の温井教授さんが基本的に会長になったのかなと思っております。その中に平成31年度に供用を開始するというような記載があったわけではありますが、先ほども若干触れましたが、日沿道の開通時期にめどが立たないため、文化財の調査を含めて後年度に変更すると、そういう決定を平成28年の9月時点でやっております。その後令和2年の2月には遊佐鳥海、小砂川、今盛んに工事やっております箇所、これについては令和8年度までに開通をさせるというような公表を令和2年の2月6日に東北地方整備局は公表をされております。それを受けまして、実は令和2年の3月の定例会で関連しますパーキングエリアタウンの計画策定についてを早めに進めるべきでないかということで、同様の質問をさせていただいたことがありました。

その後に経過を見ますと、大きく動いたのは令和2年の年に大きな動きがありました。1つは、予算化をするために、令和2年の8月の11日の時点で一つの町としての予算化に向けた動きがあります。後ほどこれは触れますが、その年の12月の13日には酒田みなとインターと遊佐比子間が開通しました。そういう

事実を受けまして、次の年の令和3年度には一定の大きな動きがありまして、令和3年度にはなりますが、3月と令和4年6月時点でPATの用地取得に関する案件といいますか、これが議会のほうに上程され、それに基づいて進められております。それから、ご存じのとおり令和6年の3月23日には遊佐比子と遊佐鳥海インターが開通をしたと。ちょっと流れを整理しますと、そのような経過があります。

それで、質問に入る前に高橋副町長のほうに質問させていただきます。というのは当時企画課長でもありましたので、その経過をちょっと自分なりに確認をしたいということもあって質問させていただきます。町が通常行う事業については、3年先までの事業予算的なものを立てまして、振興審議会のほうに諮問して、それらの答申を受けて流れを進めるといふふうに理解をしております。ただ、このPAT整備事業に着手するに当たっては、令和2年の8月11日の課長会議の後に開催されました企画調整会議で決定したということ为先ほども申しあげました8月20日の全員協議会で、前の企画課長であった副町長から説明があったところであります。その後9月の議会のほうには関係します測量調査等の委託料が計上されて、可決されております。その後実はその年度でやったとは思ったのですが、実は翌年、1年後の令和3年の8月の全員協議会に用地取得の測量に着手するのだという旨を当時の佐藤企画課長から説明があったところであります。

ちょっと長くなりましたが、副町長のほうにお尋ねしたいのですが、振興審議会への諮問ではなく、企画調整会議においてこの事業化を決定したという事実があるわけなのですが、そういうふうに至った理由というのはどういうものがあつたのか、思い出せる範囲内で結構ですので、答弁いただきたいと思うのですが。

議長（高橋冠治君） 高橋副町長。

副町長（高橋 務君） お答えをします。

高速道路事業につきましては、国の直轄ということになったわけですが、令和2年度に入ってから国の高速道路の整備の計画が急速に加速をしたというふうな状況がありましたので、当時の振興審議会から答申をいただいた計画にはPATの計画は具体的には入っていなかったということで、国と同時にその事業を進める必要があるというふうなことで、町としてもそのための予算を確保する必要があるというふうなことで、企画調整会議で協議、決定の上、事業を進めたというふうなことで記憶しております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 答弁いただきましたが、一応この高速道路については私としてはやっぱりなかなかこれだという明確な説明はなかったと理解しております。国の対応に合わせて、どうしても町としてはその時期に対応せざるを得なかったと、そういうことでの答弁であったということで理解をいたします。

それで、では次の質問のほうに入りますが、先ほど答弁のほうで起債対象に関する説明がありました。非常に数字的な内容もありましたので、後日これ見直して、自分なりにまた昨日の質問と同じですが、中身を整理した上で議会のほうで設置されております新道の駅の調査特別委員会ありますので、その辺でちょっと整理をした上で参考にしていきたいと考えております。

そういうことからいくと、ちょっと確認的に申し上げます。やはりこのパーキングエリアタウン整備事業33億円ほどはある中で、借入額が7億6,200万円ですか。ただ、これは借入の元金でありますので、元利

償還を含めると10億円を超すと、そのようにちょっと理解をしました。ですから、2億円以上の利子というのですか、それが、元利償還も含めるとそういう差があるようです。ただ、償還が12年ということであるようでした。あと、一方この新庁舎ですが、熊本の大地震を機会に、国がかなり制度を見直して対応したとは認識しておるのですが、借入額がP A Tの倍以上の16億4,600万円ほど借入れしておるのにかかわらず、やはり手厚い国の制度というものがあって、30年という償還の期間もあるのですが、それなりに低い額であると。

それで、先ほど町長の答弁では年償還額がP A Tについては7,075円、それから新庁舎については4,930円、これ1人当たりということで、令和20年度までこの2つの事業の償還は町民1人当たり、これは小さい生まれっ子から年老いている方まで1人ずつ背負うお金が1万2,005円というような答弁であったと理解しております。この額を高いと見るか安いと見るかは各町民の方だと思うのですが、ここで申し上げたいのは今現在それを含めまして、令和8年度予算にあるとおり年度末の起債の見込額ですか、これが90億6,760万円ほど町は起債に借入金があるのだということをごをここで若干触れておきたいと思います。実は私も前の事業で、自分の前職で借入をしたりした経験がありますが、基本的に私がスタートした頃は年の利率が5%くらいでありました。それが今は2%ぐらいいも下がっているということで、それを私がたしか30歳くらいからスタートして、10年くらいでやった事業なのですが、その償還が終わったのがやっと今年度です。ですから、かなり長い期間こういう償還というのは伴うということをごをここで若干触れておきたいと思います。

それで、今のいただいた中身を若干個人的に推測といいますか、しますと、後ほど総務課長のほうに質問振りたいと思うのですが、P A Tの償還を終えるのは令和20年度ということですから、2038年度です。遊佐の人口ビジョンの予測でいきますと、最も近いのが2040年になるようでした。そのときの人口は8,198人、69.3%、今の率にすればということでしたので、この借入している先ほど聞いた額は、今を10人とするならば20年後は7人で対応せざるを得ないことになります。

あと、もう一つは今年度やっております国勢調査の結果が間もなく公開になるとは思うのですが、遊佐町の生産年齢人口15歳から64歳、これについては2020年、令和2年の時点では6,312人で、町の全体の約半分の48.4%がその年齢で、統計上の老年人口というのですが、65歳以上は当然増加している傾向があって、農業の担い手不足、それから事業承継が課題になるということをごを評価されておりました。先日私も北部地区の地域計画の説明会のほうに出席したのですが、これを裏づけるようにこの20年間で農業者は約67%減少していると。それから、70歳以上の農業者が13.8%から33.7%までアップしているというようなデータがありましたので、やっぱり生産年齢人口は人口の半分以下になるものと推測しておりますので、先ほどの1万2,005円という話でしたが、今後やっぱり20年間で返す人が減っていくのだという、減るって言い方悪いのですが、重荷になるということをごをここでは触れておきたいと思います。

それで、総務課長のほうにお尋ねしたいのですが、昨日の補正予算審査特別委員会にも指定管理料についての発言があったと思います。ちょっと帰ってから自分なりに整理しますと、令和5年度の決算時点で年間の指定管理料、あくまでも令和5年度の決算ですが、1億1,086万9,000円。トータルしますと、このようでありました。それで、今P A Tのやつについては、これまでの示されたものからいくと、参考価格として2,300万円年間要するということでありました。合わせますと、今後今までの指定管理料にP A Tが

加わると1億3,486万9,000円ということで、先ほど言った1万1,818人で割りますと年間1万1,412円になるようであります。ですから、これを合わせますと2万3,417円ほどが負担しなければならない、1人当たりですか、そういうことになります。ちょっとくどく言いましたが、予算を査定する立場にある総務課長の立場として、今後のことを踏まえて何かコメント的なものはいただきたいと思うのですが、よろしくお願ひします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、今ございましたけれども、遊佐パーキングエリアタウン整備事業と新庁舎建設事業について、令和20年度までの町民1人当たりの年間償還額は1万2,005円ということですが、それに加えて今議員がおっしゃられましたように年間1億円を超える指定管理料の負担や、あとそれに加えて施設の多額の維持管理費も今後発生してくることがございます。1人当たり幾らということで先ほどございましたけれども、かなりマイナス的な話が多いわけではございますけれども、その分、確かに財政的な負担が大きいわけではございますけれども、このパーキングエリアタウン整備事業について、これが完成すれば遊佐町の入り口として施設自体の収益だけでなく、町内観光の促進、あと関係人口の増加、特産品のPRなどによる産業振興にもつながって、経済波及効果、あとこれによる税収増も期待されるどころというか、プラスの要素もいろいろあるのだなということはこちらのほうでは考えております。

あと、では財政的に今後どうしていくかということになってくるわけなのですけれども、やっぱり財源の確保ということになってくるのですけれども、その中でも町の財政調整基金の確保をすることがやっぱり大切なのではないかなと財政的には考えております。財政調整基金に関して申し上げますけれども、主に大雨災害など、有事の際のために蓄えているものでございますけれども、標準財政規模の20%ということで、10億円を積み立てるということを目指しておりますが、令和6年度末で財政調整基金なのですけれども、積立額が8億6,000万円ほどであります。これが令和7年度末見込みになるのですけれども、積立額が、今年度末になります、6億5,000万円ほどということでございます。緊急時の対応のため、まずはこの財政調整基金を10億円を目標に積み立てることが財政的には必要であると考えております。令和6年度決算では、実質単年度収支がマイナスになっております。これは、財政調整基金を積み立てる額より取り崩す額のほうが大きい関係でマイナスになっているものでございます。まずはこの実質単年度収支をプラスにするように財政運営をしていけば、財政調整基金は増えて、基金の安定が確保されるようになるものと考えております。

今後健全な財政運営のためには、英断という形になってくると思うのですけれども、実施する事業、あとやめる事業、あと見直す事業、あと先送りする事業、一つ一つ精査しながら、事業の縮充、あと選択と集中を図っていく必要があると考えております。そのようなことを繰り返して財政調整基金の積立てを10億円を積み立てて、それを取り崩さずして次の年の当初予算が組めるようになれば、必ず財政的に安定していく状況になるとこちらのほうでは考えております。そのためには町民の皆様のご理解とご協力が必ず必要になってきますし、決して不可能なことではないと考えております。財政的な面から今ちょっと申し上げさせていただきましたけれども、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 10億円を目指す財政調整基金、先ほどやらなければならない事業、それからやめるべき事業というような趣旨で、昨日の施政方針でも選択と集中という言葉がありましたので、やはり選択、よくスクラップ・アンド・ビルドと言いますが、やめなければならないものはやめるという貴重な判断も必要だと思うので、その辺は対応をお願いしたいと思います。

いつものとおり時間押してきましたので、単刀直入に企画課長のほうに質問させていただきますが、昨日の質疑の中で遊楽里の厨房の温蔵庫の購入があったと思います。それで、ちょっとこの質問関係調べる中で、今のPATの、今3月25日に発注する中で、例えばあくまでも調理用の備品とか冷蔵庫が遊楽里のように含んでの発注なのかということと、11者ほどテナントだけか入るようではありますが、これについて例えば使用料とかそういうものは見込んでいるのか。質疑する段階でちょっと疑問に思ったものですから、質問させていただきたいと思うのですが。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今菅原議員おっしゃいましたとおり3月の25日には入札を控えておるわけですが、その際の建築の部分のところに含まれてくるかと思いますが、調理用の備品ですとか冷蔵庫、什器備品でありますけれども、こちらも設計の中にも入っております。基本的な部分のお話しになりますと、こういったものがないと営業に支障がある、営業ができない設備、こういったものは町のほうで用意をし、負担すると、町の備品扱いとなるとしております。そのほか追加としまして、プラスアルファとして運営者側が追加でどうしても設置したいと、そういった設備の提案があった場合に関しましては運営者が自己負担での設置とするということで話合いの中では進めておるところでございます。事業者もそうですし、そこに入ってくるテナントの事業者さんも同じという考え方を持っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 設備を使って調理する。今の話聞いていけば、これがもう何年か後に更新するということは、またそこで町の負担が増えてくるのかなと。申し訳ないのですが、テナントの方については、それを使ってやって収入を得ていただけなのかなと思いつつありましたが、ちょっと時間もないので、これについては別の機会に、別の議員の方が発言をすると予測をしておりますので、その辺はここで止めたと思います。

次に、実質的な内容について進めさせていただきたいのですが、今パーキングエリアタウンの新道の駅、本町を通る高速バスについては秋田県の本荘と仙台を結ぶ路線が当分の間は日曜、祝日のみで運行されているようです。それが吹浦が停留所があるようですが、仮に秋田県境区が完成すれば、やはり今の指定管理者候補者もそれらの業種のちょっと関連ある企業でもありますので、日沿道を通る高速バスが立ち寄る場所にもなるのかなと推測します。そうしますと、新道の駅が遊佐の停留所になり得るのではないかと。そういう仮定の中で、また企画課長のほうにお尋ねしたいのですが、今開通しているPATのところの345の丁字路ですが、基本的には今のところは丁字路で車しか通れないと。信号もなければ横断歩道もないということの状況にあります。山形県の公安委員会等とその辺の協議をどの程度まで進んでいるのか、それが令和9年の初頭までに完成するのかなどうか、その辺の状況について質問させていただきたいのですが。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えをいたします。

道路の関係のお話でありましたけれども、令和3年度におきまして、日沿道の遊佐鳥海インターチェンジの形状変更のために公安委員会との協議を行っておりますけれども、その協議に関しましては国土交通省酒田河川国道事務所が主導となりまして、国、県、町が行っております。その際であります、開業前の暫定の形、暫定形と完成後の完成形の2つのパターンで協議をさせていただいております。現状はまだ暫定形ということでございますので、現場に横断歩道等はないわけではありますけれども、完成形となりましたときには横断歩道も設置する内容で協議は調っていると、協議済みであるということでございます。あと、なお令和8年度に施工するタイミングで詳細協議が必要となるということで、こちらでは認識をしております。あとは新道の駅の開業までに、暫定形から完成形に変更する工事が発生してまいります。その際ですけれども、区画線の引き直しが主となるということで伺っております。工事のほうの主体につきましては、道路管理者であります国及び山形県ということでございますので、町としましては連携して進めていくこととしてございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 実は隣接する集落の方から、場所的には近いのですが、私たちが行くには遠い島に見えるということも言われましたので、その辺は随時やっぱり地域の方々に説明をしていくべきかなと、そう思っております。

それでは、次に進めてまいります。やっぱりこの新道の駅は通過点ではなくて、ゲートウェイにすべきではないかというようなことでずっと進めてまいりました。それで、町長のほうに事前にちょっと連絡というか、対応しておりましたので、実は去年の10月31日に遊佐町はウイスキーの町宣言をしました。その中でいろいろ見ますと、蒸留所や湧水スポットのツアーの実現を目指すという字句があります。それに基づいて、そのときに行った記者会見では、次世代につながるまちづくりを進めていきたいというような表現をされております。また、今年の新年の広報ゆぎの挨拶でも観光と地域経済の活性化についていろいろつなげてまいりますというような表現で、非常に前向きなのを述べられておりました。それで、新聞で見ますと去年の11月の21日に吉村知事と国土交通大臣のほうに一緒に同行されて、要請活動もされておるようであります。その辺の位置づけから、町長として遊佐町の玄関としてどういう位置づけでお考えになっているのか、認識されているかお尋ねしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 菅原議員のご質問に答弁させていただきたいと思っております。

私去年11月に確かに要望活動に伺ってまいりまして、高速道路というものは災害時のリダンダンシーを確保し、国土強靱化に資するとともに、地域産業の振興や観光交流の拡大などに重要な役割を担うものでありますので、ネットワークとしてつながってこそ初めて本来の効果を最大限発揮するものだという事で、県、国の皆さんにもいろんな場所をお願いしてまいりました。遊佐町には本当に誇れるものがたくさんあると思っております。ただ、全国には同じように我がふるさと、我が田舎、我が故郷として、みんなが協力して、いろんな町や村が力を合わせている姿を拝見したときに、やっぱり遊佐町に足りないものは

何かなと考えたときに、高速道路が初めて来るときに道の駅というものがあれば、そこが玄関口となって、いろんな方が遊佐町に注目して下さって、そしてそこから町のいろんなところに足を運んでくださると、そういう構想も持っております。先ほど議員がおっしゃったように、遊佐の町道においては様々な箇所がまだまだ未整備だったり、例えば看板1つにしても、これでどうなのと思われるところがあると思いますが、そのところもこれからは整備してまいりたいと思っております。ただ、予算には限りがありますので、一つ一つできること、できないこと、やること、これはちょっと待てよというところを工夫しながら、皆さんの意見をいただきながらやっていきたいと思っております。

遊佐町は、ウイスキーの町宣言をいたしました。これはウイスキーだけを宣伝するものではございません。鳥海山の伏流水、おいしい水は、ここにいらっしゃる皆さんたちがもう十分にお分かりです。町民の皆様も遊佐の水はおいしいということで好評でございますが、それをもとに日本酒、ウイスキー、野菜、果物、そしてお米、またおいしいそばも遊佐では食べられます。これから遊佐町がどういう未来に向かっていくかは、まさに道の駅を起爆剤として、将来の子供たちに誇れるまちづくりをしていきたいと思っております。課題は山ほどございますが、ぜひお力を借りたいと思っておりますし、町民の皆様の声を丁寧に反映させることが私たち執行部の役割だと常に職員一同、それを心に頑張っておりますので、これからもぜひ皆様のご意見を聞きながら、またこれからのいろいろなことが起こったとしても、そこは諦めず、解決する方策を何とか考えてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私の答弁は以上でございます。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） ウイスキーについては、この遊佐町の水資源、水のことを触れられておりますが、今の答弁では飲むほうの水ですが、私も前職では水に関係しまして、基本的にやっぱりこの鳥海山系の水というのは豊富で、ただ7月以降になると枯渇をします。あくまでも最上川と違って、自流水がないものですから、そんな中でポンプ場を造ったりしてやったのですが、基本的にやっぱり遊佐の中では水を売りと、生協で視察来たときに対応したことなのですが、やはり遊佐町の水というのはすごいと。ところが、その日ちょうど雨降って泥、濁っていたものですから、これで米作っているのですかと言われたことがあったことあるぐらい水に期待されているということはありません。

では、次のステップに、それで先ほど窓口になるときに、実は町長は行っていないようで、去年の8月の8日、ウエストラインの関連の期成同盟会も要望されております。実は私も24年の年に、ある女性の国会議員と半年ぐらいちょっとお付き合いというか、話をする機会あったのですが、その際聞いた言葉がウエストラインという言葉でした。何でウエストなのかなと疑問に思っていましたら、やっぱり太平洋側と日本海を結ぶ、これがやっぱり大切であるのだということをその議員の方はおっしゃってまして、今開通しますとやっぱり太平洋側からの人の導きがこの道の駅にもつながるのかなと思っております。ちょっと今思い出して申し訳ないのですが。

それで、一応最後の段階に移ってまいりますが、先ほど県道の話もありました。それで、ウイスキーツーリズムの構想を掲げ、ウイスキーの町遊佐を宣言した中のフレーズにツアー、観光、地域経済の活性化という言葉がありました。それで、県道の菅原一直世一下野沢線については要望活動も続けていくのだということで述べられておりました。それで、私もここで5回ほど取り上げたような感じがあるのですが、

前時田町長からも理解いただきまして、期成同盟会の会長として要望活動をされております。その背景には、やっぱり自分が進めてきたPATの整備に合わせて県道もつなげていくのだという思いがあったのかなと思います。ただ、その際私も前職でおったので、説明員として要望活動にはちょっと陪席させていただいたことがあります。その際、前時田町長は、県はやれるところまでやったら、そこをできないのであれば町がPATから迎えに行くのだという表現をされております。そういうことも含めまして、県が今調査をやっているのかなと、そのように思います。

それで、地域生活課長のほうに質問をしますが、県道の整備要望と県道を結ぶための町道整備の検討を引き続き進めるといふ答弁がありました。それもあって、昨日でも審議の過程にあった道路概略設計300万円、これは皆減して翌年度に50万円ほど計画するようですが、県への要望からうかがえる未着工区間に対する県の考え方というか、実際の在り方といたしますか、その辺説明できる範囲内で構いませんので、答弁をお願いしたいのですが。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） それでは、お答えいたします。

これまで県道菅里一直世一下野沢線の整備促進期成同盟会ということで、平成30年度より要望活動を継続してまいりました。山形県道路中期計画の中間年に当たります令和6年1月に、その中期計画の見直しに、この県道の未開通の部分につきまして含まれたところでございます。このことによりまして、県におきましては令和6年度、それから7年度と概略設計及び図化作業に着手しております。そのほかJRとの打合せというようなことも県のほうでされているようでございます。町としては、今後も事業化に向けた調査、設計を推進していただくよう、継続して要望活動を行ってまいりたいと考えてございます。

なお、今年度につきましても期成同盟会におきまして、2月16日、庄内総合支庁長に要望してまいりましたし、それから来週3月11日なのですけれども、県土整備部長へ要望活動を実施する予定としてございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 予定では一定の速度で進んでいるのか、さっきJRの踏切のこと若干述べられていましたが、多分私も実は踏切の移設にかなり悩まされたことで経験、実は京田のところにある踏切から吹浦の駅の間まで、統廃合についてかなりの時間を要して、知恵を絞りながら対応したということで、その辺は県は恐らく事前に対応されているのだと思いますので、これからも若干時間はかかるのかとは思いますが。それで、未着工区間が決定した場合に、先ほど迎えに行くって私が時田町長のことを引用させていただきましたが、やはり県がやる気出してやってしまう、やるということになれば、町がそれに対応する義務が生じてくると思っております。ですから、やっぱり先ほど言った、昨日ですか、例の調査費の50万円ということで予算づけはされているようですが、対応はこれから順次変わってくるものかなと、そう思います。

それで、若干現実的なことを質問しようと思ったら、時間もないので、勝手に自分で申し上げます。例えばツーリズムであった遊佐の蒸留所が中吉出にあります。遊佐のパーキングエリアから向かうとしたときに、皆さんどういふふうイメージしていますでしょうか。国道345号を遊佐方面に行くと大体は想像す

るのではないかと思います。ただ、富岡の周辺とかあの辺行くと、ちょっと道が狭いものですから、やりづらい、通過しづらいということをいったときに、先ほど来言っていますPATから県道をつないでいきますと、町道でつないでいけば県道につながります。でいきますと、PATから例えば吹浦小学校、今埋蔵文化財の展示館、それから小山崎遺跡が来年度着工します。丸池様、あと佐藤政養とか、順天堂大学のちょっと創立者の方の生家とか、それから私の近所の桜とか、そういうものがあります。ですから、そこをつなぐことによって、そちらに行く可能性は非常に行きやすくなると、そういうふうに思いますので、やはり一定のこれは投資に値する内容になるのかなと思います。それで終わろうと思ったのですが、この県道は371号、県の番号からいけば、菅里一直世一下野沢線なのですが、通称、地域の方々は東回り県道と呼んでいます。ですから、東回り県道を使って中吉出の遊佐の蒸留所、これはスーパー農道もありますので、かなり大きい幅でありますので、例えば観光的にそれとつなぐのであれば、その投資することによって、そういうことの観光面にもつながるのかなと思っております。そういうことで本来質疑やろうと思ったのですけれども、ちょっと時間も押してきましたので、自分の持論を述べて終わりたいと思います。

そういうことからいくと、インフラは整備されて、ではまともに入りますが、それを活用して発展させていくかはやっぱり町民や例えば商工業者、その方々の独自の考えが必要だと思います。造るだけではなくて、そういう方々との連携、やはりこれから町としてもそういう方々の議論の場を設けて、やっぱり意見を聞くなどして対応していく必要があるのかなと。冒頭に申し上げました新道の駅の開業を遊佐町の未来のスタートラインにして対応していくということが必要なのかなと。やっぱりこれだけのすばらしい投資をするわけですので、それに見合ったものを得るって難しいと思うのですが、活用をするという言葉がちょっといいのかわかりませんが、そういう検討、造ればいいだけではなくて、そういう議論もあってもいいのかなと思います。

一応ちょっと最後に、企画課長のほうにちょっと発言をさせてというか、したいと思います。一応企画課長、今答弁いただいたりしたのですが、答弁席にいる姿は今議会が最後かなと、そのように思っています。それで、今回渡会課長に最後に質問しようと思っいろいろ悩んだ結果、やっぱりPATしかないのかなと。そう思って、このことを入り口にして、県道へ今つなげて質問させていただきました。

いろいろ調べてみますと、ここ10年間は総務と企画を中心に、産業課1年いたようです。そういう経歴がこの10年間であるようです。正直言えば、その経歴見ますと必ず横に書いているのがPATということが職名のところに書いておりますし、やっぱり整備室長として4年ほどやっている状況もありました。そういうことからいくと、やっぱり自分も計画から事業化に進めていくことは非常に大変だということは認識しております。そんな中で、別に褒めたたえるわけではないのですが、課長だからこそ岩石採取の関係とか、そういうことは、今回のPATも含めて見ますと、当初は28年の3年間は財政のほう担当しております。その後ずっと、1年を除けばPAT、PAT、PAT、どこかの首相と同じでぱっとぱっとぱっとやっているようでしたが、そんな経験があって今回につながっているのかなと、そう思います。

最後に、渡会課長のほうからPATが未来の遊佐町のスタートラインになるという私の視点で、何か一言いただければと思います。

以上で私の質問終わります。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） 大変貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。菅原議員におかれましては、この私のために頭を悩ませていただいたということをお聞かせいただき、非常に恐縮しております。ありがとうございます。

これまでの議論の中でもありましたけれども、ようやくP A Tの建設に着手できるところまで来たと。3月25日の入札会が無事終わるように、成立するように、本当に願っているところであります。令和9年度初頭のオープン目指してずっと準備を進めてきておりましたし、現在も指定管理候補者をはじめとしまして、関係者の皆さんと協議をしてきております。これは、よりよいP A Tにしたいという思いからということになっておりますし、やはりせっかくこれだけの大規模なといましようか、お金を投入して造るものでありますので、町民の皆様ですとか来町される皆様から喜んでいただけるようなものにしたいという気持ちが非常に強いです。今日の議論の中にもありましたけれども、本当に貴重な、大事な税金を使わせていただいて整備するものでありますので、ぜひ皆様からも関心を持っていただきたいというのが自分の思いでもあります。先ほど菅原議員からのお言葉にもありましたけれども、ぜひ活用をいただきたいなど。活用して初めてP A Tだと思っておりますので、そういったところをお願いをしたいなと思います。

私は、もう仕事で関わることはなくなるのですが、今後も自分でも何らかの関わりといたしましうか、何ができるかを考えていきたいなと思っております。どうもありがとうございました。

議長（高橋冠治君） これにて9番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） 質問事項、中期財政運営と成長投資について。要旨、人口減少や物価高、インフラ更新需要が高まる中、町の財政運営には守りと攻めを両立させる中期的な設計が求められる。とりわけ令和6年7月の豪雨災害対応等により財政調整基金が目減りしているが、平時の財政体力に関する評価は切り分けて整理すべきであり、短期の変動のみで町の財政体力を過度に悲観的に捉えるべきではない。また、一般的な自治体の財政指標の観点からは、本町の財政状況は常時危機的と断じる段階ではないと考える。一方で、将来の更新需要と将来負担を踏まえた投資余力を明確化し、成長分野への戦略的投資を進めるための判断基準を整備する必要がある。

これらを踏まえ、次の点を伺う。1、財政状況の自己評価。財政が厳しいの一言ではなく、主要指標や標準財政規模との関係、災害対応等による影響を踏まえ、客観的な自己評価と今後の見通しを示されたい。

2、起債と償還の見通し。一般会計及び公営企業会計、特に上下水道事業において、更新や修繕の波を踏まえ、町全体として将来負担の増減をどう見ているのか。あわせて金利上昇局面を踏まえ、固定、変動を含む直近の平均調達利率、金利上昇時の影響額の試算、起債借換え判断について伺う。

3、投資案件の整理と投資余力。公共施設の更新、再編を含む町として今後10年前後で実施すべき投資案件をどう棚卸しし、優先順位をどう決めるのか。財源については、起債、補助制度の列挙ではなく、町としての投資余力の枠を示されたい。あわせて必要性、維持管理費、更新費、代替手段等を踏まえた投資判断の基準を示されたい。

以上です。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、1番、遊佐亮太議員のご質問に答弁させていただきます。

まず、1つ目の質問にありました財政状況の自己評価につきましてお答えいたします。財政指数、標準財政規模についてお話がありましたが、これまで各年度の会計決算の中で将来負担比率、実質公債比率などの財政健全化判断比率、財政力指数、経常収支比率、各年度の標準財政規模などについて報告させていただきました。これらの指標や数値を見ますと、同規模の他自治体と比較しても決して低いものではなく、この数値だけ見れば議員がおっしゃるとおり過度に悲観的に捉えるべきではないと言えるかもしれません。ただ、一方で人件費上昇、物価高騰により支出が増額傾向にある中、人口減少による税収の減少、国の動向による普通交付税の当初決定額の減少など用途を限定していない一般財源が減少傾向にあり、その不足分に財政調整基金を取り崩し、賄っている状況にあります。これに加え、昨年度は災害復旧のため、財政調整基金繰入金も含めた一般財源を多く充てています。今後一般財源がさらに不足した場合、経常的経費、これまで実施している各種事業費を確保することができず、新たに町単独で行う事業についても財源不足により実施できないこととなります。

この状況を打開するためには歳入を増やし、歳出、特に一般財源を充てている事業費を減らさなければなりません。対策として、予算編成に当たり、歳入の確保のために収納率の向上、国、県補助金及びクラウドファンディングの活用、施設使用料の見直しなどに取り組んでいます。歳出の削減に当たっては、これまでの実績や今後の計画に基づき、経常的経費の削減を図り、他の事業費についても例えば補助率や補助上限額の見直し、実績から考慮しての事業の廃止、将来負担する公債費の増額を抑えるための投資的経費の見直しによる起債発行額の抑制などを行い、対応しています。

2つ目の質問の起債と償還の見通しについてお答えいたします。まず、一般会計における起債とその償還状況についてご説明いたします。起債につきまして、これまで主に施設整備等の投資的経費の財源として、事業費への充当率が高く、普通交付税措置がある有利な地方債を優先して借入れを行ってきました。起債残高は、令和3年度末の約98億円をピークに、その後は減少傾向にあり、令和6年度末では約86億円となっています。

起債に当たっては、安定した財政融資資金と地方公共団体金融機構から優先的に借入れ、併せて銀行等引受けからの借入れにより不足分の対応を行っています。また、借入れの際には計画的に運用可能な10年後利率見直しの固定金利型の元利均等償還を選択しています。平均調達利率につきましては、借入先、借入額、償還期間で異なりますが、令和元年度借入れから令和6年度借入れまでの平均調達利率は財政融資で0.64%、銀行等引受け分については0.65%となっています。また、借換えは行っておりません。

今後の見通しについて、起債額、公債費ともに毎年策定する実施計画の事業費、金利状況を反映して試算していますが、起債額につきましては令和8年度には遊佐パーキングエリアタウン整備事業で約7億円、以降も栄橋撤去事業などの起債を予定しています。元利償還額につきましては、償還が完了する事業がある一方、近年実施した新庁舎建設事業、小学校整備事業、広畑橋整備事業、まちづくりセンター整備事業、災害復旧事業等の起債の元利償還が開始され、年度により差はありますが、令和13年度末までは9億円から10億円を推移すると見込んでいます。この結果、起債残高は起債額増額に伴い、一時的に増額するものの、基本的には減額していく見込みとなっています。ただ、近年貸付利率が上昇傾向にあり、公債費の増額、公債費に充てる一般財源の増額の影響が想定されます。確かに交付税措置のある起債を活用していますが、今後さらに起債対象となる事業について必要性を考慮し、事業の優先順位を明らかにしながら、事

業内容の精査による事業費の削減、複数年実施による事業の平準化などにより単年度の起債発行額の抑制を進め、計画的に財政運営を図ってまいります。

3つ目の投資案件の整理と投資余力についてお答えいたします。自治体の財政的な柔軟性を示す経常収支比率について、本町の場合令和6年度決算において84.4%となりました。これは、地方税、普通交付税、譲与税など経常的な収入に対する人件費、扶助費、公債費などの経常的な支出の割合を示すもので、この割合が100%に近いほど臨時的なそのほかの事業、新規事業、災害復旧等、突発的な事業に対応する財政的余裕がない状況を表します。つまり100%との差、15.6%は経常的収入をそのほかの事業に充てることのできる割合を表します。また、総務省による速報ベースでの令和6年度の全国市町村平均値が93.8%となっており、他自治体と比較しても決して低いものではないため、指標上は今後実施すべき事業への支出に余力があると言えるかもしれません。ただ、さきに申し上げましたとおり人口減少を原因とした税収減少や普通交付税の減額による分母となる経常的収入の減、人件費の上昇や物価高騰、公債費の増額による分子となる経常的支出の増が見込まれるため、指標上も今後上昇することが想定されます。また、当初予算編成の時点で財政調整基金を取り崩している状況からも、過剰に余力があると見ることはできないと考えます。

このような見通しの中で、事業の実施に当たっては、事業費だけでなく、今後の人口規模や社会情勢、基金を含めた財政、財源状況、事業の必要性や期待される効果などを踏まえ、事業の廃止、休止、縮減も含め検討しなければなりません。また、現在第2期遊佐町公共施設等総合管理計画を策定していますが、公共施設の維持管理、更新、統合についても同様に、安全管理に努め、必要な維持対応や長寿命化を行いながら、施設の状態、利用状況、施設の必要性、人口規模や財政状況など、今後の本町の状況を踏まえ、機能集約や複合化等も含めて検討していく必要があります。町民の安全、安心な生活のため、活力あるまちづくりのため、真に必要な行政サービスを的確に判断しながら実施計画、財政計画、試算内容を踏まえ、選択と集中、この理念に基づきながら健全な財政運営に取り組んでまいります。

上水道事業分、起債と償還の見通し。次に、上水道事業における起債とその償還状況についてご説明いたします。本町の水道事業は、水需要の増加に対応するため、平成2年度から遊佐町上水道第4次拡張事業に着手し、平津第2配水池の築造をはじめ松山配水池、西遊佐配水池、基幹管路である送水管などを整備し、建設事業費の財源として約15億円の地方債を借り入れています。その後も老朽管更新事業などを継続的に行い、単年度の元金償還額のピークは令和元年度の約1億5,700万円ですが、第4次拡張事業で借り入れた地方債は令和7年度で全て償還を終えています。また、現在の償還状況については、令和7年度の元金償還額で約7,000万円、令和8年度では約6,000万円を見込んでいます。

次に、水道事業における資金調達関連についてご説明いたします。資金の調達先は、長期借入れかつ低金利で安定した財政融資資金と地方公共団体金融機構が優先的な借入先となっています。借入条件については、公的資金は固定金利型の元利均等償還であります。また、貸付利率は近年上昇傾向にはありますが、それによる将来負担への影響については年度ごとに中期財政計画を作成して確認をしています。令和に入ってから借入れは財政融資のみで、平均は1.40%となっております。

続いて、これまでに実施した財政健全化対策としては、過去に高金利で借り入れた旧資金運用部資金について、後年度の財政負担を軽減するため、国からの承認を経て、平成19年度に補償金免除繰上償還を行

っています。また、一部の旧公営企業金融公庫資金についても、平成17年度から平成20年度により低金利な地方債への借入れを行い、経営健全化を図っています。今後の資金調達や償還に当たり、水道事業会計に有利な制度を活用して経営改善に取り組みます。

次に、水道施設の更新事業については、水道事業耐震化更新計画で今後10年間で優先すべき事業を定め、これに基づく事業を現在進めています。直近では、令和9年度から大楯浄水場改築工事を予定し、第4次拡張事業以来の大規模な建設事業になります。浄水場は、建設から60年近くが経過して、かなり老朽化が進んでいます。また、水道の根幹をなす施設であるため、優先的に改築を進めるべき事業であると考えています。

水道事業を将来にわたり安定的に継続するため、第2次水道ビジョン策定の際にアセットマネジメントを実施して、長期的な財政負担を検討し、併せて水道料金の改定についてもシミュレーションをしています。水道施設を更新するための建設事業資金の確保として、現金預金をはじめ国庫補助金、地方債の借入れは不可欠ではありますが、経営を維持していくためには近い将来、水道料金の値上げも検討する必要があると考えています。そのほか既存施設の縮小や廃止などの再編計画については、第3次水道ビジョン策定の際に検討する予定です。

次に、下水道事業における起債とその償還状況についてご説明いたします。本町の下水道事業は、平成2年度に着手し、平成7年度に遊佐浄化センターの供用開始を行い、令和元年度において未普及整備事業の概成となりました。農業集落排水事業については、平成4年度から整備事業を開始し、平成21年度で整備完了しております。

これまでの公共下水道及び農業集落排水施設の建設事業については、国からの交付金とそれ以外の支出部分に地方債の借入れを行いながら実施してまいりました。公共下水道事業に費やした事業費の総額は約174億円で、そのうち借入金である地方債の総額は約71億2,800万円になります。令和6年度末の起債残高は約27億7,600万円ですが、令和3年度で元利償還額のピークを迎え、その後は減少傾向にあります。農業集落排水事業に費やした事業費は約30億円で、そのうち地方債の総額は12億3,000万円となっております。令和6年度末の起債残高は約1億6,900万円ですが、平成24年度が元利償還額のピークとなり、整備完了後は大規模な建設事業を実施していないことから、地方債の借入れを行っておらず、起債残高は毎年減少していくこととなり、令和21年度において完済の見込みとなっております。しかしながら、公共下水道施設については供用開始後30年を経過し、浄化センター及び管路等の老朽化が進んでおり、維持管理に多額の費用を費やしております。このため整備完了後にはストックマネジメント計画を策定し、計画的な改築更新を進めている現状にありますが、整備に係る費用についてはこれまでと同様、国の交付金以外の支出部分について地方債の借入れを行う必要があります。

資金の調達先は、長期借入れかつ低金利で安定した財政融資資金と地方公共団体金融機構が優先的な借入先になりますが、一部その地方債によって銀行等引受けを指定されているものもあります。借入条件については、公的資金は固定金利型の元利均等償還であり、銀行等引受けについては元金均等償還となっております。また、貸付利率は近年上昇傾向にありますが、それによる将来負担への影響については年度ごとに財政計画を作成して確認をしています。借入額によって利率は違いますが、財政融資の令和に入ってから平均は0.59%、銀行等引受けについては0.78%となっております。今後の資金調達や償還に当たり

ましては、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない部分もあり、町の財政との協議を重ねながら、下水道事業会計に有利な制度を活用して経営健全化に努めてまいります。

次に、下水道施設の更新事業については、令和2年度よりストックマネジメント計画を策定し、実施しておりますが、今後計画の見直しを行いながら、優先順位の高い箇所から順次改築更新を進めてまいります。これまでは修繕頻度の高かった管路、マンホールポンプ等の整備を優先的に行ってきました。今年度から遊佐浄化センターの耐震診断に取りかかり、来年度以降耐震工事と併せ建屋、機械、電気設備等の大規模な改築更新を行う予定です。遊佐浄化センターに関しては、下水道処理における要となる施設であることから、予算執行を見通し、計画的に取り組む必要があります。

下水道事業を将来にわたり安定的に継続するため、経営戦略において下水道料金の改定についてシミュレーションしながら、長期的な財政負担について検討しております。下水道施設を更新するための建設事業資金の確保として、現金預金をはじめ国の交付金、地方債の借入れは不可欠ではありますが、経営自体を健全に運営していくためには下水道料金の見直しをせざるを得ない状況となっております。あわせて下水道料金の未納者対策、水洗化率の向上に努めていく必要があります。また、下水道施設の広域化の取組として、最適整備構想に基づいた農業集落排水事業の豊岡及び直世処理区について、公共下水道へ接続することを引き続き検討してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） ご答弁を踏まえまして、自席から再質問いたします。

総務課分、上水道事業分、下水道事業分と答弁ありましたので、この順で質疑をさせていただきます。まず、総務課分ですけれども、網羅的に答弁いただきましたので、追加でお聞きしたいことは限定的です。財政が厳しいの一言から、大分踏み込んだ答弁があり、当町の財政への解像度が相当高まりました。その上でになります。9番議員の再質問の中でも触れられていたましたが、財政調整基金についてお伺いいたします。

財政調整基金について、本来は当初予算で年間予定している事業は網羅できるように組み、その中で財政調整基金については不測の事態の備えとして標準財政規模の20%、当町で言えば10億円という内部基準を持つなら、10億円に達するまでは原則手をつけないというルールを徹底してもらいたい。その上で、人口減少に歯止めをかけるような施策の立案に注力してもらいたいと考えております。来年度予算を拝見しますと、当初予算の段階で財政調整基金の取崩しがあるように見受けられます。来年度はP A T建設工事がありますので、そのために取り崩すのだというような考え方もあろうかとは思いますが、それでは何のためにP A T整備基金があるのかというふうにも考えさせられてしまいます。また、例えば昨日の専決処分の中で質疑させてもらいましたが、除雪費用につきまして、物価高の影響は検討が必要ながらも、平時の除雪費用としては年間約6,000万円は確保が必要というふうを受け止めました。来年度の当初予算を拝見いたしますと、除雪費用の計上されている金額は6,000万円よりも低いようです。その意味では年間必要な事業経費が網羅できていないというふうにも考えております。財政調整基金からの繰入れが常態化しているように見受けられますので、今後の財政調整基金の運用方針について改めてお伺いします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、財政調整基金についてということで、財政的な考え方を申し上げさせていただきます。先ほど9番議員の一般質問の中でも申し上げさせていただきましたが、改めて申し上げます。

まず、財政調整基金につきましては、これまで本町では議員おっしゃるように財政標準規模の約20%である10億円を目安に、9月補正時に決算上の剰余金の2分の1以上を積立てと。これ地方財政法上こうなっておりますので、剰余金に2分の1以上積み立てるか、借金の、いわゆる起債の繰上償還に充てるか、どちらかを選択しなければいけないのですけれども、9月補正時に例年うちの町でやっているのは決算上の剰余金を2分の1以上積み立てるということをやっております。また、それに加えて決算見込みが固まる時点で可能な限り補正予算に積立金を計上し、積み増しを行ってきました。

この財政調整基金は、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足した場合、あと前の一般質問の答弁で申し上げましたが、災害対応や緊急の大規模事業の実施、その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるものでございます。近年では災害復旧事業に充てるための財源として取崩しを行いました。また、税収の減、あと国からの普通交付税の減額等により一般財源の不足が見込まれる場合は、財源不足による住民サービスの低下がないよう、予算編成の際取り崩して繰入金として計上してきた経緯がございます。

今後の運用方針といたしましては、財政調整基金からの繰入金に頼らない予算編成となるように、歳入の確保、事業の見直しによる歳出の削減をさらに進めながら、先ほど述べましたけれども、住民サービスの著しい低下がないよう年度間の財政の調整を行うためできるだけ積み増しを行って、目安である10億円を確保し、緊急的な対応や将来の事業の確実な実施に向けて備えたいと考えております。議員ご指摘のとおり10億円に達するまで原則手をつけないというルールを徹底してもらいたいとございましたけれども、そういうルールは特にはないのですけれども、そういったことを目標にしながら臨んでいきたいと財政的には考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） やむを得ない場合に充てるための基金というふうにもおっしゃっていただきました。当初予算の段階で財政調整基金、幾らならいいとは言いませんけれども、それをでは数億円投入するというのは、だからといって当初予算の賛成、反対というわけではないのですけれども、改めてこの財政調整基金の考え方は考え直すというか、しっかり当初予算を組む予算編成の段階で反映させてもらいたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

総務課分につきましては、私からは以上になります。

続きまして、上水道事業分についてお伺いします。主に令和9年度から改築予定の大楯浄水場についてになります。施政方針の中でも大楯浄水場の建て替えのことがあるということは触れられておりました。ですけれども、具体的な金額感、どれぐらいの時間工期がかかるのか、ではその金額をどこで確保するのか、では一般会計に対して何かしら負担があるのか、そういったところについては触れられておりませんでしたので、そこについてお聞きしたいと思っております。

改築の全体像、財源の組合せと料金改定、今後の人口減少、需要の減少を踏まえた対応についての3点

になります。それでは、改築の全体像につきまして、1つ目として改築に係る概算事業費の総額並びに設計工事、附帯工事等の年度別の見込み、2つ目として令和9年の着手から供用開始までの想定工程、3つ目として工事期間中の安定給水に向けた仮設設備や切替え手順について、工事期間中にもととの浄水場が使えないとか、そういう事態があるのかについて伺います。この3点を現時点の想定で結構ですので、具体的にお示しください。よろしく申し上げます。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

大楯浄水場改築の件でございますが、まず1点目、2点目ちょっと混ざった形で答弁させていただきますが、今年度大楯浄水場改築につきまして、基本設計で算定いたしました概算事業費の総額につきましては、基本設計の段階ということでご理解いただきたいのですが、まず約21億円となっております。詳細設計につきまして、来年度、令和8年度に発注いたしまして、令和9年度から本工事に着手する予定といたしております。

年度別の工事内容と工事費の見込みについてでございますが、令和9年度、10年度の2か年で場内造成工事、管理棟建築工事、それから中央監視設備の電気工事を予定しております、これが約5億6,000万円。それから、11年度、12年度の2か年をかけまして電気室の建築工事、それから受配電設備の電気工事、それから浄水地建築工事、同じく浄水地の機械、電気、計装工事、最後に場内配管工事を予定しております、こちらで約12億4,000万円。それから、13年度、14年度ということで、最終になりますが、場内整備工事と自家発電設備、電気工事を予定しております、約3億円を見込んでございます。現時点で供用開始は令和13年度を予定してございます。

それから、3つ目の質問でございますけれども、供用開始までは現在の浄水場運用いたしまして、完成後に新しい浄水場へ切替えを行う予定でございます。また、現時点で本工事の際に仮設設備を設けることは想定をいたしておりません。

以上です。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） 大楯浄水場の改築に係る経費としましては、基本設計段階で約21億円。その内訳としましては、8年度に詳細設計を行いますので、この21億円もぶれる可能性はありつつも、令和9から令和10年度に下準備的な工事がありまして、それが5億6,000万円、11から12年度に本格的な工事が行われまして、それが12億4,000万円、さらに13から14年度に最終的な工事を行いますと3億円というところで、今のところ合計で約21億円というところで受け止めました。大分かかるなと思っております。

その中で、水道事業会計のバランスシートを拝見いたしますと、現状現金預金大分余裕があるなと思っておりますけれども、とてもこれだけの21億円を捻出するような、そもそもポケットないというところで、起債なり国庫補助金なり必要ということは理解しております。また、今の金額、水道料金で維持できるかというのも、町長答弁でもありましたけれども、起債の償還であったりとか、国庫補助金どれぐらい来るかとか、そういうことも見越しながらですけれども、水道料金の値上げについても確かに検討が必要な局面なのかなとも思っております。それを踏まえまして、まず改築事業の財源について、国庫補助、企業債、自己資金をどのような比率、考え方で組み立てているのかを伺います。加えて料金改定はいつ頃、どの程

度の方向感で検討テーブルにのせる想定なのか、併せて審議会があるのでしたら、審議会での検討や議会への説明など、検討プロセスも示してください。お願いします。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

国庫補助金につきましては、国の算定基準によりまして、対象額の3分の1が交付されることになっておりますけれども、全額が内示されるかは不明であります。このため財源のうち企業債が占める割合が多くなるのではないかと考えております。

料金改定の方向性についてですけれども、先ほど町長答弁にもございましたけれども、令和5年度決算から給水原価が供給単価を上回る状況となっております。要因といたしましては、光熱費、それから燃料費の値上げ、薬品費等の物価高騰が影響しているものと考えております。こういった状況から、まずは供給単価の見直しは必要不可欠であると考えております。料金改定の時期、それから値上げ幅など、現時点では具体的にということはまだ未定でございますけれども、まずは来年度に審議会を開催いたしまして、水道会計の現状示すとともに、様々なケースによる改定シミュレーションで検討していくことを想定しております。また、審議会での検討内容、改定案がまとまり次第議会の皆様への説明を行いたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） まず、国庫補助が対象の3分の1と、内示で全額出るか不明ながらも3分の1というところですので、総工費が21億円予定ですから、今のところマックスで7億円なのだということかと思えます。そうしますと、企業債のほうで10億円は確保しないと厳しいのだろうなとぱっと見思うところがございます。

実際昨今では、水道事業会計逆ざやです。利益が出ないというところは理解しておりますので、これらを踏まえまして料金改定というのは理解するところがございます。その中で、今後の人口減少、需要の減少というところもあろうかと思えます。今ですら利益が出ない構造ですけれども、今後人口が減り、需要が減れば収入が減る。けれども、水道原価は減らないというところですので、簡単に言えば赤字が拡大するということがあろうかというふうに思っております。

その中で、では20年から30年といった人口ビジョンと照らし合わせました長期的な収支状況、償還見通しをどういった資料、タイミングで更新しているのかというところ、あるいはそういった人口、需要の下振れというところもシミュレーションの中で示されるのかと思えますけれども、それについて。そうなりますと、料金改定以外での施設規模の最適化、配水区域見直しといった対応策も必要かなというふうに思っております。それらの状況についてお伺いします。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

人口減少、需要減を踏まえた償還可能性ということでございますが、人口減少下での持続可能な経営と財源確保を目的といたしまして、アセットマネジメントを実施いたしました。40年先の財政収支見通しをシミュレーションいたしております。また、これを基に水道ビジョンにおいては、今後10年間で目標を実

現するための方策を定めております。今後の予定といたしまして、令和9年度にアセットマネジメントを実施いたしまして、令和10年度に水道ビジョンを更新する予定としてございます。また、アセットマネジメントの実施に当たっては、人口や水需要の減少、貸付金利も現状に合わせて推計して行う予定としております。

施設規模の見直し、それから配水区域の見直しにつきましては、次期水道ビジョンでも触れたいと考えておりますけれども、より具体的な工事が関わるものにつきましては施設の更新計画や個別実施計画で検討する予定としております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） 令和9年度にアセットマネジメントを実施し、40年先までシミュレーションすると。その中で令和10年度に水道ビジョンを更新しまして、10年間、中期的なところもやっていくというところで、ひとつ安心した状況ではあります。遊佐町の水は、非常に重要な資源だと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

では、上水道につきましては以上になります。

続きまして、下水道事業分についてお伺いします。先ほど上水道のほうでは、40年先まで見据えたビジョンがあるということでしたけれども、では下水道については長期ビジョンがあるのかなというふうに思っているところであります。また、下水道事業、こちらはかなり厳しい運営がなされておりますので、料金改定の見通し、また一般会計に相当依存しているところも見受けておりますので、今後のその辺の方針についてお伺いします。

まず、長期ビジョンのところですがけれども、上水道にあるような、そういったビジョンの策定状況についてお伺いします。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

水道ビジョンに相当するものなのですがけれども、経営戦略により投資・財政計画を明確化し、示してまいりたいと考えております。経営戦略に関しましては、毎年度進捗管理を行いながら、5年に1度見直しを行うことといたしております。次期経営戦略に関しましては、ホームページで公表いたしたいと考えております。また、良好な下水道サービスを将来にわたり提供し続けるために、一定の期間の下水道事業の方向性とその実現に向けて推進する施策を示す下水道ビジョンということになるのでしょうか、の策定も検討する必要があるかと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） 下水道につきましては、正直課題が山積している状況というふうに見受けられますけれども、なかなか長期的なビジョンが見えないなと思っておりますので、そちらの策定のほうは前向きに検討してもらいたいと思っております。

続きまして、料金改定のところでお伺いいたします。答弁のほうでも下水道料金の改定についてシミュレーション、見直しをせざるを得ない状況というふうにご伺いました。そこで、料金改定につきましては、い

つ頃をめどに、先ほどの審議会のようなスケジュール感というか、手順というかが行われるのか、少しずつ段階的に上げていくのか、それとも一括で上げていくのか。これからも物価は変わっていくでしょうし、設備更新といったものであるかということも都度都度発生するかと思います。では、都度都度そのたびに段階的に上げたり下げたりしていくのかといった改定の考え方、そういった状況につきまして、ワークショップや説明会等の実施といった町民への説明の仕方、これらが具体的にありましたらお示してください。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

料金改定につきましては、上水道料金の改定とまず同時に進める必要があると考えております。ですので、流れとしても同じような上水道のほうの流れになると思っております。料金設定に関しまして、段階的なのか一定なのかといった改定の内容につきましては、その審議会等でご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。町民負担ということに直結しますので、先ほど議員おっしゃいましたようにちょこちょこ、ちょこちょこ変えていくのか、一定、ある程度の幅で1回変えてしまうのかというのはまだ審議会等でご意見を頂戴したいと思っております。町民への説明に関しましては、ワークショップ、それからあるいは様々な方が携わっておりますまちづくり協議会等の既存の組織の会合、こういったものを活用させていただいての説明会ということも考えられるかと思えますけれども、今後改定の作業を進めていく中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） 上水道事業の改定と同時に進めるので、審議会であつたり、議会の説明であつたりについても同じようにやっていくと。改定の仕方は審議会での検討次第、町民への説明の仕方についてはワークショップやいろんな場面での説明会ということですので、こちらも上水道事業と同じようにやっていくのかなというふうに思った次第です。

最後にお聞きしたいところとして、一般会計繰入れへの依存度の考え方になります。町長答弁の中で、町の財政との協議を重ねながらというふうにおっしゃっておられました。私この発言に対して、大変違和感を感じたところがございます。下水道事業会計、地域生活課のほうで町の財政と協議を重ねながら考えるというのは自然というふうに思いますけれども、それらを統合する町として、町長としておっしゃるといのはちょっといかがなものかなと思っておるのですけれども、松永町長は下水道事業会計、一般会計依存度が相当大きいですが、この状況についてどのようにお考えなのでしょうか。お伺いします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） 遊佐議員のご質問に答弁させていただきます。

下水道会計、上水道についても、今遊佐議員のご質問に関してもですが、町が人口減少して、その成り行きが立ち行かなくなってくるという現実を考えながら、もちろん財政面もそうですが、ちゃんとビジョンを持って解決していくというところで、もしご説明の仕方に、私のほうで財政のほうと下水道と上水道が全部一体化して、町として見ていくというところだったので、そこのところはもう一度ご説明させていただきたいと思っております。要は上水道と下水道もそうですが、財政面においてはどれもこれも遊佐町

の大事な収入源であったり、またお金がかかるところの、そこはライフラインとして必ず確保しなければならない。ならばこれからどうやって料金を上げていくか。ただ、料金を上げるだけでは解決できないこともあるので、そこは私としては財政の中で見ていくという意味でございました。

以上です。

議長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 一旦理解いたしました。

では、地域生活課に改めてお伺いいたします。一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない部分もありという状況でございますけれども、繰入りに際限なく依存するのではなく、町としての財政規律の観点から、どこまでを政策的な繰入れとして許容するのか、どこからは受益者負担で賄うべきか。依存度に関する目安や上限金額、いきなりどんと依存度を下げるのは難しいと思いますので、段階的に是正していくようなやり方、そういった方針を設けないのかといった、ルール化であったり検討状況、今後の方向性を伺います。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

一般会計からの繰入れにつきましては、基本基準内繰入れということになろうかと思っておりますし、独立採算制を保つべき事業ということであると思っております。しかしながら、八潮市の例にもありますとおり、下水道施設の損傷につきましては、箇所によっては広範囲に影響を及ぼすものもあることを踏まえながら、現状であればストックマネジメントや経営戦略、料金改定のいろいろなパターンを加味しての財政シミュレーション、それから今年度から浄化センターの耐震診断も現在実施しておりますので、そういったあらゆる情報を総合的に分析しまして、ただいまの目安ですとか上限、段階的などというようなところを考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 確かに八潮市の事故は相当大きかったですので、もともと一般会計からの繰入れ基準、基準内繰入れという考え方がありますし、それ以外の雨水の排水については公共的な意味合いが大きいので、一般会計から繰り入れるということがそもそも基準内繰入れで認められておりますし、政策的に基準外繰入れもあるということは承知しております。ですけれども、今後の人口減少でさらに収入、売上げが減っていくところを考えれば、どこかで歯止めをかける必要はあろうかと思っております。来年度の当初予算につきましては、財政調整基金からの繰入れでどうにか賄っているという状況もあるかというふうに思っておりますので、そういったところも踏まえまして下水道事業会計の独立採算制も高めていく必要があるかというふうに考えております。

以上で私からの一般質問を終わります。

議長（高橋冠治君） これにて1 番、遊佐亮太議員の一般質問を終わります。

午後1 時まで休憩いたします。

（午前1 1 時5 9 分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 私からも一般質問を始めさせていただきます。

まず、山小屋トイレでございますが、山岳地域のトイレは山の自然環境保全と適正利用の推進のために、極めて重要な施設であります。整備に多大な経費がかかることから、宿泊者のみならず、通過者も利用する山小屋トイレの整備に必要な費用の一部を補助する現在の制度を今後も継続する必要があると考えます。また、補助制度により整備された山小屋トイレの維持管理に要する費用については、現状のチップ、協力金、有料が混在する現状を改めて、登山者が当然負担すべきであることを明確にした有料制とすべきであるというのが環境省の見解であります。

国立、国定公園の山岳地域にある山小屋は、宿泊、食事や飲料水の提供等、登山者の安全確保と適正な利用推進のための役割だけでなく、し尿の適正処理という役割も担っています。条件不利地にあることから、公衆トイレの役割を発揮する山小屋トイレの整備はなかなか進まない状況にあります。山岳環境を保全するために、山岳トイレの整備を助成する制度の必要性、トイレ利用に際する利用者負担の考え方について確認するとともに、山岳トイレの整備を効率的に行えないか検討を要します。

環境省は、1990年代後半、富士山のごみとし尿の問題がクローズアップされたことをきっかけにして、平成11年度から山小屋のトイレに対する補助事業に取り組んできました。自然公園内の山小屋等の排水、し尿処理施設の建設費の2分の1を補助するものであります。平成23年度からは新しい補助事業である山岳環境保全対策支援事業が開始されました。富士山には公衆トイレと山小屋トイレがありますが、ほとんど現在では有料でありまして、利用に100円から300円の利用料が必要であります。富士山のトイレ維持には莫大な費用がかかります。廃棄物の処理、人件費、施設維持、燃料費であります。かつて白い川と呼ばれたし尿の問題は、現在ありません。

遊佐町では、山岳トイレヘリコプター搬送委託料として246万円の補正がされて、当初予算と合わせて800万円以上のし尿運搬になって、し尿の処理に大分金がかかるようになりました。ヘリコプターでし尿運搬するようになってから、運搬費は倍以上になったようであります。河原宿の避難小屋は、物価高騰による1月補正額の2,000万円を追加して、1億4,000万円の予算で建設される予定でありましたが、一応今のところ中止になっております。もちろんトイレはあるし、し尿処理はヘリコプターによる運搬が必要になるであろうし、ここでまたヘリの運搬費がかかることとなります。このように山岳トイレに関する経費は増える一方でありまして、山岳トイレの維持管理に要する費用についてはクラウドファンディングなどではなく、利用者の自己負担、すなわち有料制にすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

次に、ジオサイトのブラッシュアップについてでございます。ジオサイトは、地球の活動が分かる地質や地形がある場所でありまして、それ以上でも以下でもなく、地質や地形はジオサイト、生態系は生態サイト、文化は文化サイト、景色を見る場所はビューサイト、そして施設は施設であります。ブラッシュアップとは、磨きをかける、よりよくする、完成度を高めるということです。町内のジオサイトには丸池様、

洞腹の滝、釜磯の海底湧水、十六羅漢などありますが、魅力を前向きに、もっと発信したほうがよいのではないかと考えますし、整備すべき箇所があれば、見に来る人にリピーターになってもらえるように改善を加えるのは当然であると考えます。

ジオサイトのブラッシュアップの方法としては、サイトの調査と分析を行って、ジオサイトの魅力を再確認し、観光商品化や多言語で解説文を作成して、ウェブを通して国内外に情報発信すると。それから、VR、バーチャルリアリティー、仮想現実の技術を活用して、リモートでもジオサイトを体験できるようにして、時間と空間にとらわれずにジオサイトの魅力に触れる機会を増やすことができます。ガイドの育成など、ジオサイトを訪れる皆さんに適切な情報を提供できる人物を育成すると。訪れた人々の意見や行動を分析して、継続的に改善を行うと。以上のようなことを繰り返し行って、ジオサイトを見に来る人とリピーターを増やす努力が欠かせないものと考えます。町が行っているジオサイトのブラッシュアップにはどのようなものがあるのかを伺います。現状のままで、これで万事よしというような状況では少なくともないであろうと、私はそのように考えます。

これで壇上からの質問を終わります。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、11番、斎藤弥志夫議員のご質問に答弁させていただきます。

1つ目のご質問であります町が管理する山岳トイレの整備状況についてですが、河原宿公衆トイレは平成15年度、山頂公衆トイレは平成20年度、御浜公衆トイレは平成29年度にそれぞれ建築、建て替え整備されており、その維持管理経費については令和6年度実績から、し尿処理やヘリコプター空輸費を含め、年間1,600万円ほど支出している状況です。

議員からのご質問にあります山岳トイレの有料制についてですが、現状の取組状況を申し上げますと、山岳トイレ入り口にチップボックスをそれぞれ設置しており、年間70万円ほどの協力金をいただいております。有料制にするためにはトイレ施設の改修や人員配置等を伴うことが想定されるため、早期に実現することは困難であると考えますが、年々維持経費が高騰している現状を踏まえ、議員おっしゃるように登山者の山岳トイレ利用における協力金の在り方について検討すべき時期に来ているものと認識しております。

年間約10万人以上が訪れる登山客が快適に山歩きをしていただくことは、山の魅力を高めることにつながります。初めて訪れた方がリピーターになっていただけるよう、山岳トイレの維持管理を目的にチップボックスによる協力金のお願いを継続するとともに、クラウドファンディングを活用した呼びかけを進めていきたいと考えております。また、山岳トイレに限らず、鳥海国定公園及びその周辺地域の観光振興及び観光資源の保護を推進する上では、県並びに周辺自治体が連携し、安全対策、登山道の整備などの課題にも取り組んでいくことが重要であると思っております。

次に、2つ目の質問でありますジオサイトのブラッシュアップにはどのようなものがあるかというお尋ねでありました。町としましては、これまでジオパークの大きな柱である保護、保全と教育活動において一定の取組を行ってきました。その活動として、小学校でのジオガイドによる出前講座授業、町内幼稚園ではサケの遡上体験などのジオパーク体験学習をそれぞれ実施しております。さらには研究員やジオガイド指導による中学校1年生の総合学習でのジオパーク活用、遊佐高校ではジオパーク探求という選択講座

を3年生が実施しており、週3時間、協力隊とガイド、研究員が対応しております。探求した内容を町内の健康づくり大会で発表した生徒もおります。幼児から小中高生まで、ジオパークに触れる、楽しむ、好きになるの創出機会を継続できていることは、当町の強みであると思っております。未来を担う子供たちが学習、体験できることは大変貴重であり、ブラッシュアップにつながっているものと考えております。

地域に目を向ければ、遊佐高校には鳥海山・飛島ジオパーク主任研究員、遊佐中学校ではジオパーク担当の協力隊員がそれぞれ学校運営協議会に委嘱されており、地域の一員としてジオパークを活用した教育推進を行えるようなシステム構築も始まっております。また、吹浦地区まちづくり協議会では、地域資産の魅力掘り起こしとしてジオパークワークショップの開催なども計画いただいているようです。このように、地域に根づいた取組も進んできております。議員からご提案いただきましたブラッシュアップの方法である解説文の多言語化、デジタル活用、人材育成、来訪者分析等につきましては、いずれも鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会としましても前向きに取り組んでおります。引き続きジオサイトの魅力向上とリピーターの増加につなげる努力もしてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） まず、トイレ関係でございますが、これは大分古い話になるのですが、昔は、今富士山と言えば日本一の山、すばらしい環境整備と、これが当たり前のように言われているのですが、かつてはそうでない時代があったのです。どういうことかといいますと、数十年前は富士山がし尿処理を今のように全然やっていなくて、ためるわけです、まずし尿を。そして、それを登山の時期が終わった頃になると、山肌に全部流していた時代があったのです。それを流していた。今から見れば考えられないようなことなのですが、そんなことをやっていた時代があるのです。そして、それを何と言われていたかと。白い川と言われたのです。下のほうから見ると、まるで白い川のように、そのような時代があったのです。それはとんでもないことだと。そんなこともあったりして、環境省が山のトイレ整備に力を入れ始めた。もともとはこういう経過もあるようでございます。

それで、遊佐町の場合はヘリコプターで運搬しているわけです。し尿を山の上から下のほうまで、実際。これヘリコプターでし尿を処理するようになってから結構な年月がたつと思うのですけれども、私の記憶ですと初めの頃は200万円台だったのではないかなと思います、し尿のヘリコプターによる運搬費用が。その当時議案書なんか我々読んでいましたけれども、それにしてもただそんなものを運ぶのに300万円近くもかかるのかと、私その当時もそう思っていました。ところが、その後ずんずん上がってきたのです。しかも、そのヘリを何か経営する会社が会社の都合が合わないときもあったりして、いつも来てもらえるわけでもないとかそんなこともあったりして、何か値上げされてきたような経過もあるように見えます。

それで、ヘリコプターで運搬するのはいいのでしょうけれども、これもし尿処理する一つの方法としては書いてあります。それで、どのような方法があるかということで一応あるわけです。それをちょっと調べたものがあるので、それは山岳というのはもともと水や電気、下水道などのインフラがほとんどないのです。山のほうはインフラ整備が整っていないと。なものだから、設置や維持管理に多大な費用と労力がかかるのだと。だから、地上から見上げて考えるようなものではないわけです。

それでは、どんな方法があるかと。主に地下浸透方式が取られている。汚水をろ過して微生物処理した

後、土中に浸透させると。北アルプスでは山小屋の多くがこの方法を採用しているということです。それから、埋立方式、排せつ物を埋め立てて処理すると。それから、放流方式もあります。山肌や沢に排せつ物を流すのです。かつての富士山は、これをやっていたわけですが。今も一つの方法としてはあるようでございます。全く時代遅れとしか言いようがないのですが、かつての富士山はこの方式が主流だったのですが、現在では環境配慮型に変わっていると、もちろんこのようになっております。それから、ヘリコプターによる搬出方式です。たまった排せつ物をヘリコプターで運び、処理すると。現在遊佐でやっているのはこれです。ヘリコプター方式。そして、ただこの方法は運搬費用が高額になります。要するために造ればいいだけの設備というか、それしか要らないわけなのですが、その代わり運搬費用が高つくつくと、こういうことがあるわけです。それから、バイオトイレもあります。微生物の動きで排せつ物を分解して処理すると、これもあります。それから、高山帯では気温が低くて、微生物の活動が不活発になるため、処理が難しいと、こういう要素もあるようです。だから、バイオにすれば、必ずしも順調に汚物を分解するというわけでもないというようなことがあったりしてちょっと複雑な話になるようです、この辺も。それから、燃焼式トイレ、排せつ物を燃焼させて処理する。これは、燃焼させるわけなので、油が必要になります。油を山の上のほうまで運ばなくてはならないのです。もちろん油代がかかるわけで、その油の運搬費もかかるでしょう。こういうことがあるわけです。それから、浄化循環式というふうなものがあるって、何かカキ殻を混ぜて利用すると、こんなものもあるようでございます。

いろいろあると言えはありますが、とにかくヘリコプター方式というのは、今遊佐町ではそれが最も当たり前のような感じになって私はやっていると思うのです。前からずっとヘリコプターでした。今も全くその途上にあると思います。ところが、費用が高つくつとということがやはり指摘されているわけなので、バイオトイレとかほかの方式に変えた場合にどのくらい経費がかかって、どのくらいのことで済むのかと、このような私は試算をするのが当然ではないかと思うのです。それで、ただ単にヘリコプターを飛ばして、し尿を下に下ろせばいいと、これが従来の遊佐町の在り方だったと思います。実際そうやってやってきたわけです。今年も、今年というか、新年度からも恐らくその方向だと思うのです。ですから、ただそれを繰り返すのではなくて、バイオだとかほかの方式に変えることはできないのか。そして、経費はどのくらいかかるのか。ヘリコプターで例えば1年に800万円、900万円かかるのだったら、10年もやっていけば1億円近くになるわけですが、例えば、では、ほかの方式に変えた場合、10年もやっていたら何千万円もかかるでしょうが、それはどうなのかと。その辺のシミュレーションもほかの方式を取った場合のこととして、私はやってみる必要があると思うのです。この辺の考え方はいかがでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいまは山岳トイレの維持経費といいたいまいしょうか、かなりかさんできていると。方式は様々あるので、現状のままそのまま継続するのではなく、見直しなり経費のかからない方式に変えていくような方向を探るべきではないかというお話だと思います。私も今のご発言に関しては、おっしゃるとおりだなとは思っております。

遊佐町の実態を少しお話しさせていただきますと、公衆トイレですが、先ほども町長答弁の中にありましたけれども、御浜の公衆トイレ、山頂の公衆トイレ、河原宿の公衆トイレ、滝の小屋の公衆トイレと整

備されておりますけれども、この中でバイオトイレといいたいまいしょうか、バイオの技術を使って処理をしているところが山頂の公衆トイレと滝の小屋の公衆トイレ、こちらにはバイオ式というものがございます。バイオ式とくみ取り式を併用しているようなものになるわけですが、おっしゃるとおりヘリの輸送費といいたいまいしょうか、それがかなり上がってきていると。今回の河原宿の避難小屋の整備につきましても、ヘリの部分がなかなか折り合いがつかなくて、手配もつかなくてということで、一旦白紙、見直しという形にさせていただいておりますので、そういった実情、現状が突きつけられているということはよく分かっております。

別の方式に変えるとなれば、当然トイレの建て替えということになるかと思えます。今のものをそのまま活用して、例えばバイオ式に変えるとかということにもなるかもしれませんが、ランニングコストを考える以前にイニシャルコスト、建てる時のコストがかなりかかるだろうなというところをやっぱり心配もしております。それやるに当たりますが、やはり今回のように環境省からの補助をいただくとか、そういったことを考えていかないと、町単独では非常に厳しいだろうなという思いをしております。とにかく現状がベストだということでないと思っていますので、いろんなパターンとか、いろんな情報をいただきながら、検討していく必要があるかと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） ぜひ少なくともヘリコプターで下に下ろすだけではないわけなので、いろいろシミュレーションだけでもして、ある程度計算してもらって、何年先ぐらいにヘリコプターで下げるのと同とんぐらいになるとか、そのぐらいのシミュレーションをやはり2つ、3つの種類についてやる必要があるのではないかと、私はそのように考えます。企画課長、何か今年で退職なさるといような話ちらっと聞いたりして、大丈夫。続けて残ってもらって、やってもらえればと思っておりますけれども。

トイレのそれでは利用料ですけれども、例えばクラウドファンディングとかって何か考えているようがございますけれども、私山小屋のトイレの状況どうなっているかいろいろ見てみましたが、これに関してクラウドファンディングでお金を集めているところはほとんどないです。私いろいろ読んでみましたが、一回も見ませんでした。クラウドファンディングで山小屋トイレの使用料に充てるみたいな、これ私一回も読んだことないです。ただ、それは使用料として使う場合はないということであって、ただ例えば今課長が言うようなある程度立派なトイレを造るので、建設費に向けるというふうなことでクラウドファンディングをお願いしたいというのであれば、また違うかと思えます、その辺は。だけれども、本来は登山者が払うべき利用料に向けるためのクラウドファンディングの寄附お願いというのは、ほとんど私全然見たことないし、無理ではないかと思えます。ただし、繰り返しになりますけれども、ある程度立派なトイレを造るので、その建設費に向けたいので、寄附をお願いできないかと、こういう形であれば寄附してくれる人もいるのではないかと思えます。

なぜかという、今既に山のある程度のトイレ利用については、有料化がほとんど常識のようになっております。そして、ではそういうふうにしたからといって、トイレを利用する人が皆さん全員お金を入れて使っているのかということ、決してそうでもないらしいのです。あるところのある程度の調査によりますと、実際お金を入れて使う人は6割ぐらいではないかと、6割。そんなこともあるわけですが、し

かし6割でも入れてもらえば大分違うだろうと、1回200円ぐらいで。富士山は200円から300円が普通のように。それがだんだん常識になっていきますので、有料制というのは私はむしろ、全員が入れてくれるわけではないにしても、そういう形が私は望ましいと思います。そうしないと、登山者に対する公平性が保てないと、こういうふうにも指摘されています。ある人は、登山するたび何もそういうお金も全然入れないで、あるいはただの通過型の人もあるかもしれないし、通過型の人であっても、トイレを使った場合は、トイレ使わせてもらうのだからということで300円のお金を入れてくれるかもしれないわけです。その辺は登山、趣味で登る人もですけれども、その人の良心に任せるといって、性善説で考えればそうなるのですけれども、やむを得ない面もあるでしょうけれども、ぜひ私は基本有料制という形にしてもらいたいと思います。

トイレの利用料は、通常は有料制を採用していて、金額及び徴収方法等は各山小屋管理者の判断に任されているということです。ただ、これはもちろん法律のようなものでも何でもないのでけれども、その山小屋の管理者が200円だと言えば200円、100円だと言えば100円入れていってくださいね、皆さんというふうな形での管理方式だろうというように考えます。また、現在はトイレ利用時に各山小屋で200円から300円のトイレ使用料を徴収しているのが普通であると、このようになっております。利用者全てが負担しているわけではなく、利用者の良心によるところが大きいので、公平性の観点から問題があると。つまり山小屋のトイレをただで使用するのは問題だということです、はっきり言えば。お金を入れて使用する人もいれば、入れないで使用する人もいます。これは、公平性からいって問題だというのは、本来から言えばただで使ってもらっては困ることなのです、実際は。その考え方だと思います。ですから、できるだけ入れてくださいねということなわけです。

そして、クラウドファンディングですけれども、遊佐町では猫とクロマツについてクラウドファンディングやっています。猫の避妊用に向けるということと、山の松枯れ対策ということでクラウドファンディングやっていますけれども、これは247万5,000円集まっています。結構集まるのです、こういうものだと。ですから、クラウドファンディングを使うのも悪いとは言えないのですけれども、ただそれを山小屋の使用料の代わりに向けるというのは私は問題あると思います。つまり山登りをする人のチップを代わりに払ってやるということになるわけなので、これは問題だろうと思います。ですから、基本は各自お支払い願いますということなわけです。そうしないと、公平でないということです。このように私考えるのですが、基本的にトイレを有料にするということについての考えを伺いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えをいたします。

前回の議会のときにも同じようなお話をいただいたかと思えます。その際にもこちらの答弁としましては、クラウドファンディングから取り組みたいのだというお話をさせていただいたかと思っております。町長答弁の中にもございますとおり、ただいま議員からのお話の中に出てまいりましたが、有料制にしたときの公平性の確保を考えるとなかなか難しいかなという気はしております。山岳トイレでありますので、例えばお金を入れないと扉が開かないとか、そういった設備するというのもなかなかハードルが高いなど。それであれば人を配置をして、お金を頂戴をして、お金をお支払いいただいた方から使っていただくといったようなことも考えたりもしましたけれども、それはそれでまた大変だろうなということが想像された

ものですから、今のところはこれまで行っておりますとおりのやり方しかちょっと見いだせてはいないのですけれども、チップボックス、チップ制、こちらを徹底をする取組からしたほうがいいのかなどは思っています。皆さんに呼びかけるようなところが不足しているかなど。この公衆トイレを維持管理するのにこれだけの費用がかかっているのですよといったところを訴えさせていただいて、それをご理解いただける方から、強制ではないわけですけれども、お心のある方からチップとして入れていただくと、チップボックスのほうに入れていただくといったことでまずは進めたいと思っていますし、新年度にはやはりまず今までやったことがないわけですので、クラウドファンディングをまずはやらせていただきたいなど。やってみてどういう結果といたしまししょうか、どういう状況なのか、どういう反応があるのか、そういったところをまずこちらでもきちんと把握、分析をしながら、それを継続すべきなのか、別のものに変えるべきなのかというところはやった上で考えたいなと思っています。

お話にありましたが、登山者の良心に任せるのであればというようなことでいきますと、やはりあくまでも協力金、チップであろうというふうに思っておりますので、まずはこれまでの取組を継続させていただきながら、新たな手法がないのか、よりよいやり方がないのかというところをシミュレーションしていきたいなと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） クラウドファンディングはやってみると。それはそれでいいかもしれませんが、ただここで全国的に山小屋トイレの使用については有料制がほとんど標準になってきたということであり、それは遡れば富士山も無料の時代というか、多分あったのでしょうか、それは。しかし、これで収まらないということなのです、結局は。だから、結局はほぼ有料制になってきたと。それがもう全国標準の考え方でありますので、そこをまずしっかり受け止めていただきたいと、このように思います。

それでは、ジオサイトのほうに移りますけれども、まずジオサイトに関しては結構私宣伝も大事だと思うのです、ジオサイトのその宣伝。一番単純な話をしますと、遊佐町のホームページで、魅力、観光の鳥海山・飛鳥ジオパーク、タッチ、触れる、楽しむ、好きになる。ここにジオサイトの写真が8枚載っています、8枚。ところが、この写真がただ写真を載せればいいのかというふうな載せ方なのです、私から見ると。非常に小さいです。非常に写真が小さくて、よく見ないと見えないような写真なのです。この辺の宣伝力といいますか、それどうも宣伝力に欠けるような写真の載せ方ではないかと思えます。それで、ジオパーク委員会のもろろ写真いっぱい載せています。それなんか見ますと、1枚の写真に1ページ近く使ったり、結構大きく載せているのです。単純な話、写真というのは大きくなればなるほどリアリティーがあるわけですが、リアリティーが。遊佐のホームページのように小さく8枚も載せるというのは、ただこういうところがあるよという紹介をしているように見えるのです。あんなものでなくて、1枚1枚をもう少し私は大きい写真に替えたほうがいいのかと思うのです。しかも、1か所のジオサイトに1枚、1方向からだけでなく、2方向くらいから写した写真を載せて、しっかりリアリティーを主張すると。このような写真の載せ方のほうが私は見るほうもよく分かりやすいのではないかと思うのですけれども、単純な話、まずここから伺います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

町のホームページ上でのジオサイトの見せ方のお話ということだと思います。おっしゃるとおり写真が小さいのであれば、どうしてもよく見えないというか、理解も深まらないということでしょうから、そういったところは見直しをかけていきたいなと思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 細かい話ですけども、写真ももっと大きく載せてもらいたいと、これだけの話です。そうすればもっとリアリティーも出るよと、こういうわけです。しかも、ジオサイトというのは普通の風景でないわけです。ある意味遊佐町なら遊佐町で、ある程度注目しているサイトなわけなのです。それなのに、ただちっちゃく載せるというのは、私は非常に宣伝が下手だというか、そんなふうに見えるわけです。選ばれたところなのだから、どう考えても。それやっぱ大きく載せると、そのほうがいいのではないですか。課長、検討お願いします、その辺は。

それで、ジオサイトの魅力を高めるためには地質資源もあるわけですし、文化財、天然記念物、特異な植物、博物館とか地酒や郷土料理といった地域の多様な資源を組み合わせることが大切だということも言われております。また、情報戦略はジオパークの展開にとって重要だと。情報です。だから、いかにうまく伝えるかということです。場合によっては大げさでもいいわけなのです。現実よりはるかに大げさだなという伝え方であっても、私は場合によってはそれで十分いいのではないかと思います。

それで、一体感のある看板、ジオパーク全体で統一感のあるデザインの看板を設置するとジオパークであることを認識しやすくなるということです。それで、ジオパークは、確かにジオパークがある地域の皆さん方はある程度ジオパークってすばらしいものだと思います。でも、認知度が低いのです、ジオパークの。低いです。これは、ジオパーク委員会を出している資料というか、我々執行委員みたいな受けたことありますけれども、そこにもはっきり書いています。ジオパークは、その地域にとってまだまだ認知度が低いのだと、こういうことも言われていますので、やっぱり宣伝は非常に大事だと思います。また、看板を描く場合にはプロのデザイナー、コピーライターが関わることで見やすくなることもあるということです。そして、地域固有の魅力を発信するということです。ですが、こういうことなので、現状このジオパークそのものを、ジオパークを発信するといっても、結局私はジオサイトの問題にたどり着くのではないかと思います。ジオサイトがそれぞれ輝くものでないと、ジオパーク自体がどうしてもぱっとしないのではないかと思います。そういう状況もあって、やっぱりジオサイトを輝かせると、できるだけ。こういう必要はあると思いますけれども、現状どのように発信しているのか、この辺を伺いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えをいたします。

現状でどのようにジオサイトを発信しているのかということをございました。今の現状で行っているものとしたしましてですけども、今お話にありました看板の作成の部分なども当然行っております。デザインも統一をして、3市1町、4つの自治体で同じテーマといいましようか、デザインを掲げながら看板を作っているということがありますけれども、その中で必要だと思っておりますことからしますと、ご指

摘もいただいておりますが、多言語化による解説とか国内外への情報発信、こちらはやはりより多くの方々からジオパークのサイトの価値を知っていただく上で重要だということは認識しております。

遊佐町における代表的なサイトと言われます丸池様ですとか胴腹の滝、釜磯海岸などにつきましては英語による解説を整備しておりますし、一部では韓国語と中国語に対応した解説ページに誘導するQRコード、QRコードを読み込んでいただくと解説ページに飛ぶというものにもしておりますので、そういった取組等もしております。予算上の制約なんかもありますので、一度に全体的な更新というのは困難ではありますが、ジオパークの推進協議会と連携しながら、重要度が高いサイトですとか、老朽化が進んでいる看板を優先して現在改修を進めているというところがございます。特に外国語表記の視認性を向上を図るということですか、デジタル媒体との連動強化を図りながら、段階的に充実を図っているということでございます。

また、先ほど来お話がありましたホームページの部分なんかもあるわけですが、ホームページですとかSNSを活用した情報発信の強化に取り組んで、単なる観光情報にとどまらない学術的な背景とか、ストーリー性を丁寧に発信していくことが重要だろうということで考えておりますし、取組をしているというところがございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） ジオパーク協議会のほうで多言語化については進めているということでございますので、私は非常にそれはいいことだと思います。ぜひその辺はもっと積極的にやっていただきたいと思っております。

それから、このVRという、バーチャルリアリティーという方法が一応あることはあるのですが、これはあまり一般的ではないかなとも思うのですが、ただこれがもし可能になれば、非常に私違ったものになるのではないかと思います。バーチャルリアリティーです。私は、今ただジオパークについての話をしているだけですけれども、前結婚相談か何かのあれで、たしか庄内町だったと思っておりますけれども、VRを使った結婚の何か見合いの会みたいなのやったりして、何かそれで実際VRでやると人がそこに、1か所に集まる必要がないわけです。ないのですけれども、VRでやって連絡を取り合って、何かカップルができたという例も聞いております。ですから、このような方法もあるわけなので、今は結婚相談員のような話ではないのですけれども、バーチャルリアリティー、これによってジオサイトをすばらしいものと認識してもらおうと、こういう必要性は私はあるのではないかと思います。これがもし遊佐町単独でもやれるものならばぜひやっていただきたいと思っております。それで、もし遊佐町単独でやるのはとても無理だというようなものであれば、ジオパーク協議会のほうにこういう話を申し出てもらって、VRでもジオサイトをすばらしいものと認識できるようになるということのようでございますので、ぜひその辺も私は遊佐町でできればやっていただければなと思うのですが、それが無理ならジオパーク協議会のほうに話をさせていただいて、全体のジオパークの数大分あるでしょうから、それを片っ端から羅列して、見たいところを見ればいわけなので、そういう方法も私はあるのではないかと思います。発信力ということに関しては一歩も二歩も進むのではないかと思いますので、ぜひそういう取組もしていただきたいと思っております。その辺についていかがでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいまはVR、バーチャルリアリティー、仮想現実の技術を活用してというご提案でございました。当然VRの技術に関しましては、ジオ協のほうでも把握はしております。リモートでもジオサイトを体験できるようにするということになると思うのです。時間と空間にとらわれなくて、ジオサイトの魅力に触れていただけるようにということになるわけですが、ほかの地域のジオパークにおいては出張PRですとかイベントなどで活用している事例があるということは承知をしております。遠隔地においても、疑似体験が可能となるということから、それをきっかけにして誘客に結びつくと、一定の効果が期待できるものだと思っております。ただ、導入とか制作コスト、あと更新費用、維持管理体制などを含めた費用対効果の部分が検証が必要なのだろうなというふうに思っております。どのくらいのレベルのものにして実施するかとか、その部分、そういったところを慎重に検討していかなければいけないのかなとは思っております。今後になりますけれども、既存の映像資料の活用を図ったりですとか、簡易的な360度映像の制作とか、段階的に現実的な手法も含めて確認をしていきたいなと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 遊佐町のジオサイトの中でも、私は丸池様というのは特筆すべきジオサイトではないかと、個人的にはこのように思っております。というのは、あるサイトで、私ネットでずっと調べていたら、庄内地方というふうな有名地というか、見ていたのです。そうしたら、遊佐町ではたった1つ出ていたのが丸池様だったのです。そういう意味で言っているわけであって、私が当てずっぽうに丸池なんて言っているわけではないです。

それで、前回の多少繰り返しのようになるのですが、私たしか前回丸池様の川端の通路、雨が降ると泥まみれになるようなものだから、そこをまず舗装できればそういう形にしてもらえないかというようなことをちょっとお話しした経過はあったのですが、やはり私から見ると世界ジオパークを目指すということなわけですが、今のジオパークは、であれば、なおさらそういうできることは改善していったほうがいいのではないかと、そういうことでもってああいう話もしたわけですがけれども、課長はあの辺、丸池様の歩道について何らかの進展というか、そういうものはあったのか。あれば、あってもなくてもちょっと伺いたいと思っております。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

多分今回そういったお話も出るかなと思って確認はしておったのですが、すみません。まだちょっと着手できていないといいたいでしょうか、動きがちょっと進んでいないという現状でございますので、全くやらないとかそういうことではなくて、調査から始めたいと思っておりますので、もう少しお待ちいただければと思います。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 丸池の雨が降ると泥が跳ねるような、ああいう通路は問題だろうと、こういう非常に単純な発想でございますので、ぜひその辺を通行者の便宜を図っていただくという意味で引き続き

対応していただきたいと、このように思います。

そして、また仮想現実、これもしできればの話ですけれども、VRという方法もありますので、こういうことも取り組んでいただいて、何も順序よく見る必要もないわけなので、見たいジオサイトを選んで見ればいいわけなので、その中で遊佐町のジオサイトはこういうものがありますよと、そういうアピールができるような形になれば一歩、二歩進んだのかなと私も思いますし、とにかくジオパークそのものが認知度が低いのです、世の中で、はっきり申し上げて。こんな状態なので、やはり宣伝できるところは宣伝して、人を引き寄せるようにしないと、ただ待っていたって大変です、これは。私は、そのように思います。そういう意味もありまして、丸池の歩道の整備だとか、あるいはVRを場合によっては取り入れると、こういう形でジオパークについては対応していただきたいと、このように申し上げまして私の一般質問は終わります。町長、一言あればお願いいたします。ないですか。

議長（高橋冠治君） これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） それでは、引き続き私のほうから通告に従いまして、一般質問始めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

言葉で言うところでありまして、少子高齢化とあります。私は、前からなのですけれども、特にこの少子化が全ての社会の部分に影響を及ぼしているのではというふうに考えておりました。少子化が顕著になりますと、要するに高齢者の率が上がって、そうした上がってしまった結果、いわゆる少子高齢化、これが少子高齢化であるというふうに私としては理解をしているところです。今さらの話になるのですけれども、やはり少子化と高齢化というのはやっぱりしっかり切り離してそれぞれの課題に向き合うことが重要だというふうに今も考えております。

今回は集落支援員についてということで質問をするわけですけれども、やはり先ほど申し述べたとおり人口減少の影響で集落の維持が難しくなっている現状があるということが今回の制度立ち上げの側面にあるということは言うまでもないところなのかなというふうに認識をしております。

現在遊佐地区でありますけれども、遊佐地区には32集落があります。これ令和7年8月31日現在のデータでありますけれども、そのうち人口が50人未満、これが6集落、50人から100人が14集落というデータが出ておりました。また、集落によってはもう小中学校に通う子供がいない集落も出てきておまして、私の集落もそうですけれども、この流れは今のところすぐには止まりそうにもないというふうに認識しております。このような状況を踏まえてということだと思っておりますが、町の広報2月1日号に集落支援員の募集がされておりました。募集人員は6名で、各まちづくりセンターに配置をされるというようであります。

それで、そもそも集落支援員は、現在2名が業務に当たっている状況です。その辺りの整合性の部分については後ほど聞くことといたしまして、その業務内容です。これについて支援員の取扱規程に5つほど書いてありました。1つ目が集落の巡回、点検、2つ目、移住希望者と集落との調整、3つ目が空き家調査、4つ目、空き家データベースの作成、5つ目がその他ということであります。これあくまでも私個人の主観としてということになりますけれども、①、集落の巡回、点検、こういった業務については、今の現在の集落支援員の活動ということに照らし合わせたときにはかなり薄い印象を受けるわけであります。そうしたことを踏まえて、新たな集落支援員の業務内容として募集要項に書いてあったことですが、これ

も5つありました。1つ目が同じく集落の巡回、点検、2つ目がまちづくりアンケートの実施、3つ目が空き家集落支援員との情報共有、4つ目がまちづくり運営業務、5つ目がその他ということであります。ということで、私が先ほど申し上げた集落の巡回、点検、こういった部分にかなりフォーカスを当てた印象を受けるわけです。募集の要項に書いてあった文言ですが、地域の実情に応じた集落の維持、活性化対策を推進と、こうすることを目的に設置をするようであります。この目的に至った理由というのはどういふものかということ伺いまして、私の壇上からの質問といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、6番、本間知広議員のご質問に答弁させていただきます。

集落支援員は、過疎地域等の集落の維持、活性化のため、集落の巡回、状況把握、住民同士の話合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組や、その取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う制度であり、平成20年度に創設されました。

遊佐町では平成24年度から制度を活用しており、現在は2名の集落支援員が集落の巡回、点検に加え、移住希望者と集落との話合いの調整や移住後の生活相談業務、空き家調査及びデータベース作成を行っています。過疎地域の集落は、年々小規模化、高齢化が進み、集落の維持が困難になってきているため、集落の現状や課題を把握し、あるべき姿等について話合いを進めていく必要性がより高まってきています。そこで、6地区のまちづくりセンターに集落支援員を配置し、人員体制を強化し、集落の状況把握、住民同士の話合いを促進していきたいと考えています。具体的には各地区の状況を把握するために、中学生以上を対象とした地区アンケートと国が示す集落点検チェックシートを活用した集落点検を実施します。

次に、各地区まちづくり協議会との関係性については、現在各地区まちづくり協議会では自主的な地域づくりや地域の自発的な協働活動を推進するため、様々なまちづくり事業を実施しています。各まちづくり協議会が実施する事業にも集落支援員が関わることで、集落とまちづくり協議会の関係が強化され、まちづくり活動の活性化が図られると考えています。また、現在活動している2名の集落支援員が担っている移住関連業務や空き家調査業務については、令和8年度から新たに配置する空き家移住支援員が継承します。集落支援員と空き家移住支援員の業務は、関連する部分も多くあることから、定例会議の場を設定し、情報共有を図っていきます。町としては、地区アンケートや集落点検等によって把握した集落の課題をしっかりと分析し、対応する施策の方向性や集落対策の方針を検討していきたいと考えております。

以上、壇上からの答弁でございます。

議 長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6 番（本間知広君） 答弁いただきました。地区のまちづくりセンターに配置をし、人員体制を強化、あと集落の現状把握と、そういう答弁だったかなというふうに認識いたしました。

それで、壇上でも少しお話をいたしました。そもそもその制度を活用して支援員として配置をして運用してきた、先ほど答弁にございました。そういった経緯があるわけであり。ただ、少し触れていただきましたけれども、担っていただいた業務について、移住希望者への対応というのに少し偏っていた感がやっぱりあるわけであり。先ほども壇上で申し上げましたが、5つある業務の中で、やはり集落の巡回、点検という部分、そういった活動がなされていないという印象であります。

それで、改めて業務内容も含めて、支援員を配置するに至った経緯についてもう少し詳しく伺いたいと

思いますけれども、支援員配置の理由として高齢化の影響で集落の維持が困難になっていると。また、集落の現状把握、課題について話し合う必要があるという答弁だったと思いますけれども、その具体的な活動として8年度についてはアンケートですか、あと集落点検、そういったことをするようであります。これをやることによる今後の活用含めてですけれども、活用していくのか、今後の活動、これからの活動も含めてもう少し伺いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

令和8年度から配置を予定している新しい集落支援員の業務内容とか、そういった部分でのお話だと思います。8年度に行うものとしたしましては、今お話もございましたとおり地域づくりアンケート、そういったアンケート調査をさせていただきたいと思っております。アンケート調査によりまして、地域課題と地域の人口の推移を把握したいということを考えております。翌年度の令和9年度になりますけれども、そのアンケート結果を情報として共有をしたいと。情報共有するためのワークショップを開催をしていきたいというところを想定をしているところです。情報共有後に当たりましては、今後の事業展開に生かしていただいたり、各地区のまちづくり計画ございますので、そういった地区のまちづくり計画の見直しの際にそういったアンケートで得られた情報を活用していただいたりと、そういったことを想定をしているところでございます。

あと、集落点検ということもございますけれども、やっぱり各集落の状況がきちんと把握できていないという現状がありますし、たしか令和5年度9月の定例会におきましてご質問をいただいた経過があったと思います。5番議員からのご質問等もありましたので、そういった中でこちらの体制も整っていないと、まだ各集落の実情が把握できていないといったようなお話をさせていただきました。そこを何とか解消するために、今回集落支援制度を導入したいということでございます。集落点検は、集落の状況を確認するために行うものということであります。令和8年度、9年度につきましては、地域づくりアンケートとその結果を地域へフィードバックする、そういった業務を集落支援員からは担っていただきたいなと思っております。これまでの集落支援員とまた違いますので、新たに6名、各地区1名委嘱をするということで準備を進めてございますので、新しく集落支援員となっていたいただいた方からは各集落の区長さんとまずは顔つなぎをしていただいて、地域に根差すための基礎づくりからお願いをしたいなと思っております。

あと、現集落支援員がデータ化している各集落情報あるわけなのですけれども、そちらのアップデートもしていきたいということをお思っております。今後令和10年度には集落点検チェックシートをさらなる整備といいたいでしょうか、こちらのアップデートも予定をしていきたいと思っております。現状ではそういったことを考えております。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） アンケート、データを取って、これを基に活動していくということ、あと集落との顔つなぎですか、そういったこと、関係を密にしていくのだというお話だったと思います。

それで、先ほども申し上げました集落支援員がまちづくりセンターに入って、業務をするわけです。今課長の答弁ありましたが、そういったことを活用していくに、やっていくに当たりまして、私としては支援員の立ち位置といいますか、まちづくりセンター内における在り方というか、そういう部

分、これも本当に円滑に業務を遂行していくに当たっては、非常に重要になってくるのではないかなというふうに考えています。要するに既存の職員と支援員の在り方ということについて、まちづくりセンターに配置をするに至ったその経緯と申しますか、そういった背景と申しますか、そういった部分も含めて、そこら辺のご所見をちょっとお伺いできればと思います。よろしくお願ひします。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えをいたします。

お話の繰り返しになるかもしれないのですが、人口減少が各集落において顕著になっている実態がございます。事業の実施ですとか役員の担い手、こちらの不足が問題視されてきている状況だと思っております。事業の実行上では先ほど来お話をしておりますとおり集落の現状を把握する必要があるわけですが、現在の集落支援員お二人の体制ではやっぱり厳しいであろうと。町全体を2人で見ていただくのはちょっと難しいという判断をしておりました。そのため各地区へ集落支援員1名ずつ配置することとしたということでございます。その際にやはりまちづくり協議会に籍を置いていただいたほうがより地元の皆様との密接な関係性、距離感も近くなりますし、まちづくり協議会自体も地区の課題を解決するための事業を展開しているということでもありますので、集落支援員が把握した各集落の課題、そういったものをまちづくり協議会のほうに上げていただいて、その課題解決のためにまちづくり協議会と一体となって課題解決の事業を展開するとか、そういったところにつなげていただきたいと思ひがありまして、今回まちづくりセンター、まちづくり協議会のほうに配置をさせていただきたいということでもあります。

当然連携をスムーズにさせていただきたいという思ひもありますので、制度の周知ですとか、これまでこういった形で行うに当たりまして、各まちづくり連絡協議会の役員会ですとか各まちづくり協議会のほうに説明に上がって、意見交換もさせていただいております。今回募集をする際にも、実は手を挙げていただいた方にお聞きをしますと、まちづくり協議会のほうから声がかかった方もいらっしゃいましたし、あと広報を見て、自ら進んで手を挙げた方もいらっしゃいました。そういった意味からいきますと、まずまちづくり協議会と、推薦されている方もいらっしゃいましたので、そういった方とは連携がうまくいくものところも期待をしているところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6 番（本間知広君） まち協のほうからもそういったことについてはお話を少し、あちこちからお聞きをしました。

それで、その前に1つだけちょっと確認をしたいのですが、データを取る作業、アンケートなり集落のチェックだつたりということについては8年度やって終わりということではなくて、業務内容にも書いてあるのですが、例えば定期的にそういったことを行いながら事業の活動に生かしていけるような、そういう一定のサイクル的な部分で行うような、サイクルをつくって行うという、そういった考えでよろしかったのでしょうか。ちょっとそこだけ確認をさせていただきます。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

集落支援員から担っていただく業務に関しましては、一度行えば終わりということは考えてございませんので、常に新しい情報にアップデートしていただけて、出てくる課題解決のためにどのように動くかというところを皆さんと協議、意見交換をしながら、解決に向ける方向性を考えていただければいいかなと思っています。まだ実際取り組むのが来年度初めてということもありますので、各まち協のほうでも不安な声もあるようでありまして、実際面接もさせていただきました6名の方も業務の内容がなかなかきちんとならなかっていないかなという、そういったところもありましたので、改めて委嘱をした暁にはきちんと事業の趣旨、行っていただきたい業務内容、そういったところは丁寧に説明をして、理解をいただきたいと思っております。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） それで、ちょっと話戻りますけれども、まち協からも少しお話をお聞きしました。そういったことを行うに当たって、やっぱり実際に来ていただいて、一緒に動いてみないと分からないよなというようなお話でございます。まち協によっては活動計画、そういったものを策定しながら運営しているところもありますので、要するに先ほど課長がおっしゃったようなことが計画に沿って、まち協としてはうまく運用していければいいとか、活用していければいいとか、そういったお話でありました。ざっくりで本格的な動きというか、活動は9年度ぐらいからなのかなというような、そういった感触であります。そういった意見もございました。私としては、課長がおっしゃったようなことがスムーズにいく要件として、ある程度、一定程度の裁量というか、まちセンに籍を置くわけでありまして、ある程度の裁量権を各まち協に持たせることでうまく職場になじんでいくのではないかなというふうにちょっと思ったりもしておりますので、そういったことも実際に動いてみないと分からない部分もあるかと思うのですが、そういったこともちょっと頭に置いていただいて、やっぱりうまくなじむかなじまないか、これ結構大きいのではないかなというふうに思っておりますので。

平成24年に集落支援員が設置をされたわけですが、そのときはやっぱり初めてのことでしたので、私そのときにちょっと状況おぼろげに覚えているのですが、結構どうなるのだろうみたいな不安なご意見がやっぱり出た記憶がございます。今回に関しては前回とはまた少し違った形になると思うので、そんなのっけからどうなるのだろうみたいな話にはならないかなと思うのですが、多少そういう部分はあろうかと思っておりますので、答弁の中にもありましており丁寧な説明をして、本当にうまくその職場に、繰り返しになりますけれども、なじんでいってほしいなということを切に願うところです。よろしくお願いたします。

次にちょっと進みたいと思っておりますけれども、答弁では予算的なことについて触れておられなかったようなので、ちょっとその部分について伺いたいと思っております。事業を行うに当たって、ずばりですが、歳入の内容、町からの持ち出しはございませんでしょうか。お伺いします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

集落支援員制度を導入することによって、町からの持ち出しといたしまして、一般財源からの支出はあるのかないのかということでございます。この集落支援員制度でございますけれども、もともと総務省といたしまして、総務省の制度でありますので、特別交付税の対象、特別交付税の措置がされるとい

うこととございます。勤務の時間数にもよるのですけれども、1人当たりの上限といたしましては500万円でございますので、各地区500万円ずつの事業費といいましょうか、当然謝礼的なものとか、事務機器のリース代だとか、そういったものも全てここから出るということになりますけれども、特別交付税が措置されるということで、町の持ち出しはその範囲内で収まるように計画をしていきたいと思っております。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） 持ち出しはないと、国から10分の10ということとあります。

それで、予算書の話になるのですが、令和7年度分のまち協に対する活動交付金、これが6,961万6,000円、来年度、8年度については7,111万6,000円、150万円ほど上がっているということとありました。恐らくこれが新しい集落支援員に対する予算措置なのかなというふうに推察をするわけとありますけれども、これ交付金に入っておりますので、先ほど1人当たり500万円というお話もありましたけれども、すばっとこれは支援員の方ですよみたいな線引きってなかなかしづらいのかなというふうに感じるわけです。この交付金が上がった分、これがいわゆる活動費と言っていいのかどうかちょっと疑問なところもあるのですけれども、その上がった分いわゆる活動費だということだとすれば、予算が上がった分の取り扱い方ということについてご説明いただきたい。ちょっとお聞きをしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいまお話ございましたとおり新たに集落支援員を配置することに伴っての活動費扱いの予算のお話になりますけれども、いろんな交付の仕方はあったと思うのですが、今回地域活動交付金、各地区のまちづくり協議会のほうに交付させていただいている交付金に上乗せをした形で、それぞれ25万円増額というやり方をさせていただいております。まちづくり協議会と集落支援員が協働で行う事業をより強化していただくためにお使いくださいと、そういった趣旨で25万円を増額するというようにしております。そういうことからしますと、一律にこれに使いなさいよとか、そういうことではなくて、それぞれの地区の実情に応じて、まちづくり協議会と協働で行う事業に、よりよい使い方といいましょうか、より効果的な使い方をしていただければということとっております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） 私先ほどまち協にある程度の裁量をといるお話をしたかと思っておりますけれども、こういった部分も含めてということとありますので、今課長のほうから答弁いただきましたので、そこら辺はまち協で、言葉がよくないかもしれませんが、うまくやってくださいねというような捉え方でよろしいのかなというふうに認識をいたしましたので、ありがとうございました。

今後その活動をしていく中で現場が一番心配しているのは、お金がないから回してやってという。要は交付金の中で足りなくなった分を補ってくださいねというようなことがないようにしてもらいたいというようなお話もございましたので、そこら辺はランニングしながらしっかり把握に努めていただいて、そのようなことがないようにしていただきたい。また、今回については一律ということとありますけれども、ご承知のとおりやっぱりまち協の規模ですとか、守備範囲ですとか、そういった部分、いろんなところ違うところもありますので、今後そういった部分直したほうがいいのかと。それは、まち協同士で

もお話しになったりするかもしれませんが、そういったこともしっかり行いながら、円滑に事業が進むように取り組んでいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次、ちょっと話が飛ぶのかもしれませんが、空き家移住支援員、初めて聞く文言が出てきましたので、それについてちょっとお伺いします。ずばり空き家集落支援員の説明をお願いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

8年度新たに空き家移住支援員、私も頭の中が集落支援員ですり込まれておりますので、いつも名前思い出せなくていたのですけれども、空き家移住支援員という名称に変更したいと思っております。これは、これまでのお二人の集落支援員のことになりますけれども、現在の集落支援員の業務にあります空き家の把握、調査ですとか空き家データベースの作成と、加えまして遊佐町外からの移住者のフォローアップを行っていただいております。それを引き継いでいただいて、名称だけ変わると。集落支援員という名称から空き家移住支援員に変わるということでもあります。

現在の集落支援員の方々からは、お二人からは、集落点検業務として集落巡回、こういったことをしていただいておりますけれども、この業務につきましては新年度からは各地区のまちづくり協議会に配置させていただく集落支援員が担うこととなります。より空き家の把握と移住支援に力を入れるために業務内容を一部変更させていただいて、役職名もそれに合わせて変更すると。名称のとおり空き家と移住、こちらの支援を主に取り組んでいただきたいということで名称変更とさせていただきます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） 現在任務に当たっている2名の方が空き家移住支援員に変わるということで認識をいたしました。所管が移住の係でありますので、そちらの係と今度新しく設置される部分については企画係ということで、すみ分けをしながらやっていくのだという認識です。

それで、これ新たな支援員だよということなのですが、ちらっとお話ありましたけれども、要綱、取扱いの部分で新しくこれやっぱりつくのでしょうか。また、集落支援員についても、移住支援員と今のところ業務の内容というのがかぶっております。そこら辺の整合性というか、どういうふうに取っていくのでしょうかということ、すみ分けをどういうふうにやっていくのかということとちょっとお聞きをしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

初めに、要綱についてでございますけれども、要綱は新たに整備をする予定でございます。これまでお話しになりましたけれども、集落支援員と空き家移住支援員、こちらは業務自体のすみ分けをはっきり行いたいと思っております。集落支援員は、地区集落の状況把握とまちづくりの業務に携わっていただきたいですし、空き家移住支援員につきましては空き家の把握と移住者へのフォローアップ、こちらを主にさせていただくため、業務が重なるということにならないようにしたいと思っております。ただ、よくよく考えてみますと相互に連携しなければいけない部分が多々出てくるのではないかと今想定しておりますので、集落支援員と空き家移住支援員が一堂に会して定期的に情報共有を行っていきたいというこ

とで、今準備をしているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） 支援員同士で情報共有をしながらということでありましたけれども、やはり職場柄ということではないのですが、まち協もやはり含んだ形での情報共有というのもやっていったほうが風通しがよくなるのではないかなというふうにも思いますので、これがいいということではないにしても、ちょっとご検討いただければなというふうにも思います。返す返すになりますけれども、やはりやろうとしていることはいいことなのでしょうけれども、やっぱりどこかでちょっと曲がってしまいますと、なかなかうまくいくものもうまくなかなくなるという状況にもなりかねませんので、そこら辺はしっかり慎重に、丁寧に取り組んでいただければというふうに思ったところです。事前に本当にどこまで周知徹底できるか、できるだけそごのないように取り組んでいただきたいなというふうに思ったところでもあります。

それで、新たな人員配置によって、いろいろお話を頂戴いたしましたけれども、そういうことを行うことによって、どういった姿になってほしいのだと、どういうふうになってほしいのだというところでご所見あれば伺いをいたします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

新たな集落支援員の配置によって、町が目指すところはどこなのかということだと思いますけれども、集落機能をできる限りといいたまいますか、今後も維持していくために集落の状況をまずは把握をし、そういった状況を基にしながら住民同士で話し合う場をつくっていききたいなと思っております。そこに出てきた課題を解決できるのは、私いつも思いますけれども、そこに住んでいる方々でしかできないと思っておりますので、あくまでも集落支援員は支援ということになると思います。主体的に課題解決に向かっていただくのはそこに住まわれる住民の皆様という気持ちでありますので、そのほかまちづくり事業を行っているまちづくり協議会と地区や集落の把握をする集落支援員が連携することによって、町とまちづくり協議会の協働の取組が強化されるというように考えておるところです。状況把握ですとか話合いの中で出てきた課題に対して、遊佐町に住んでいる住民一人一人が問題として意識をして、町とまちづくり協議会、町民、こちらの3者の協働によって課題解決を目指していきたいといったところを考えているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） 地域の町民の意識がやっぱり変わっていくように、まち協の活動しかりですけれども、どれだけその地域の住民巻き込めるかというところ、かなり大きい部分です。それについても日頃からまち協の一員として集落支援員の方が外に出て行って、コミュニケーション取りながら意識改革、一人一人少しでもできるように活動していければいいのかなというふうにも感じたところであります。

ちょっと話が戻るかもしれないのですが、業務内容に、まちづくり運営業務募集要項に載っておるのですけれども、新しい集落支援の業務にまちづくり運営業務というのも4番目に載っております。支援員として来るのかもしれないのですけれども、一応まちづくり協議会の人員補強の側面、るるずっとやり取り

をしてきた支援員としての側面、そういったもろもろがうまくかみ合って、本当に来てよかったと、やってよかったというような状況になってくれればというふうに私としては本当に思っているところでありますので、私も今後そういった部分頭に入れながら、各まち協さんのほうにもちょっと顔出しをしてお話をしたりというふうにもしていきたいなというふうに思っておりますので、町のほうからも今年度本当に初めての事業でありますので、しっかり目配り、気配りをしていただきながら、何とかうまい方向に行くように頑張っていたきたいというふうに思います。

ということで、私からの一般質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（高橋冠治君） これにて6番、本間知広議員の一般質問を終わります。

2時50分まで休憩いたします。

（午後2時37分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後2時50分）

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 一般質問1日目、最後の質問をさせていただきます。皆様お疲れのところかと思いますが、もう少しお付き合いをお願いします。

1つ目は、障がい者、特に視覚障がい者についてお聞きします。視覚障がい者の方からご意見をいただいたことがきっかけで、今回質問しようと考えました。恥ずかしながら、私は目の見えない人の当たり前を全然知らずにいたということを感じさせていただきました。町にも遊佐町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例が制定されていますので、視覚障がい者の方についての啓発もあったのかもしれませんが、私はちょっと触れる機会がありませんでした。

人が得る情報の80%は、目から入ると言われています。12月議会で子供とメディアでも触れましたように、情報化が年々進んでいる現代では、幼少期からスマホを見るなど時間が増えて、子供から大人まで目を酷使している状態です。視覚障がいに限らずですが、生まれつき障がいがあるという方は少なく、大半は人生の途中で何らかの理由で障がいを負うということが多いようです。中高年の失明原因の第1位は緑内障、2位は糖尿病網膜症、その次に網膜色素変形症と続いていくそうです。加齢やその他の原因で視覚障がいになる可能性は、誰にでもあるということです。事故や病気により人生の途中で視覚に障がいを負った方々は、見えない、または見えにくい世界を生きていくことへの大きな不安から心理的に不安定な状態になったり、外出が怖くなって、家に引き籠もったりしてしまうそうです。そのために、視覚に障がいのある方が少しでも安心して自立した生活を送るために、令和4年に施行された遊佐町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例に基づき、町が合理的配慮や町民への啓発活動などをどのように行っているのか、支援も含め、現状と今後をお聞きします。

2つ目は、平成30年に高校受験対策のためスタートした中学3年生向けの支援塾についてです。支援塾については、町長も議員時代、力を入れて一般質問などされていたかと思います。英語と数学の2科目を

開始した当初は、10月から2月末まで学ぶという形でした。継続していく中でどのような課題が出てきて、どのように対応してきているのでしょうか。また、公立高校入試の形式が今年度から変わり、後期試験受験者が本来一番この支援塾を必要としているように見えるのですが、来年度以降の方向性をお聞きます。

以上、壇上からの質問とします。よろしく申し上げます。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、3番、駒井江美子議員のご質問に答弁させていただきます。

1つ目の質問である視覚障がい者への町の対応についてですが、令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月に施行されました。本町におきましても障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、令和4年に遊佐町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例を定め、全ての町民が障がいの有無によって分け隔てることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現を目指しております。障がいのある方の権利、利益を損なうことのないよう配慮することは、町の大切な責務であると考えております。

本庁舎の建設に当たりましては、全ての方にとって利用しやすい庁舎となるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインの考え方を基本として整備いたしました。本庁舎は平家建てとして整備しており、上下移動が生じない構造とすることで視覚障がいのある方をはじめ、高齢の方や障がいのある方にも分かりやすく、移動しやすい動線となるよう配慮いたしました。あわせて点字ブロックの設置、段差の解消、手すりの設置など、安全に移動していただける環境整備を行っております。来庁されました視覚障がいのある方への職員の対応といたしましては、申請書などの代読、代筆、文書内容の口頭説明、庁舎内での付添い支援など、状況に応じた丁寧な対応に努めております。庁舎は完成して終わりではなく、実際に利用される皆様のお声を大切にしながら、必要な改善を重ねていくことが重要であると考えております。

今年度における差別解消に向けた取組としては、地域の身近な相談員である民生児童委員を対象とした研修会を6月に実施しております。研修では、庄内総合支庁地域保健福祉課長を講師としてお招きし、障がいを理由とする差別の禁止、障がい者への虐待防止など、障がいに対する理解を深めたところです。障がいのある方が障がいを理由に差別を受けることのないよう、町として引き続き広報、啓発に努めてまいります。

障がいを持つ方への支援につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支援のほか、町では福祉タクシー事業による福祉タクシー利用券の発行、人工透析療法を受けるための町民への支援として送迎バスの運行、通院交通費の助成などを行っております。また、令和8年1月には障がいを持つ方の自立を促すため、日常生活用具給付等事業の改定を行いました。改定内容につきましては、一部用具の給付要件を緩和し、盲人用血圧計を新たに給付対象として追加しました。今後も障がいを持つ方のニーズを捉え、柔軟な支援を引き続き行ってまいります。

次に、2つ目の質問でございます。遊佐中学校3年生向け学習支援塾についてお答えいたします。平成30年度から始めた学習支援塾ですが、8年目となる今年度は9月13日から2月7日までの土曜日で、計15回開催しました。初年度の平成30年度は50%ほどの参加率でしたが、令和6年度は72%、令和7年度は67%の参加率となっており、多くの中学3年生が参加しております。参加生徒のアンケートでも、大多数の生徒から参加してよかったという声をいただいております。

学習支援塾の狙いは、受験勉強を通して学ぶ楽しさや分かる喜びを味わわせることと、講師の先生や友達同士の関わりを大切に、感謝の気持ちを持つこととしています。その結果、受検へ向けての学習意欲の向上や学力向上、休日における学習の習慣化などを成果に上げております。また、講師の生徒への関わり方もすばらしく、多くの生徒から感謝の言葉をいただいております。進路が内定しても、最後まで参加する生徒もおります。しかし、学習支援塾はあくまで受験生の学習のきっかけづくりであり、学習支援塾で学んだことを生かして学校や家庭で頑張っていたいただきたいと思いますと考えているところです。

運営面については、毎年生徒と講師にアンケートを取り、少しずつ改善をしております。アンケートでの声を踏まえて実施開始時期を早め、9月の2週目からスタートすることや、学習時間を少し延ばし、自分がその日にやる学習の計画や振り返りの時間を確保したこと、お互いに学び合う時間を取ったことなどの改善を行ってきました。また、私立高校へ専願する生徒の増加や公立高校が前期、後期の選抜制度になったことに伴い、今年度は2月上旬の時点で約7割の生徒が進路を内定している現状です。そして、1月下旬から2月初めにかけては例年受講人数が減少していることを受けて、学習支援塾は2月初旬で終了し、最後に全体で閉塾式を行っていくことが妥当だと考えております。今年度の2月7日の閉塾式には、受講生徒の9割が参加しました。

なお、今年度のアンケートには、一部ですが、学習支援塾の時間や回数、時期、学習内容についての意見もありました。参加生徒や講師などの声を参考にするとともに、主体的に学ぶ力や自ら行動する力を地域の講師の先生方や友達とのつながりの中で育むというのが学習支援塾の趣旨でありますので、学び、自立、共生といった人材育成の場であることを踏まえて、今後もより充実した学習支援塾を開催したいと考えています。

以上、壇上からの答弁でございます。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 町長、対応詳しくご答弁、ありがとうございました。まずは視覚障がい者の方についての質問をさせていただきます。

町では付添いや代読、代筆などの対応、それ以外の障がいがある方にも柔軟に対応されているとのこと、承知しました。

令和6年度の行政報告を見ますと、町内の視覚障がい者の数は35名とのことでした。視覚障がい者の方は、歩行訓練士から生活訓練などを受けるなどすると、自分の家の中では自分の身の回りのことなど、できる部分も多いそうですが、目が見えないため、日常生活で目的地までの移動が難しい場合も多いようです。

細かいところで恐縮ですが、総務課長に庁舎施設のことはお聞きします。答弁にありましたとおり庁舎の敷地内には点字ブロックが敷かれています。確認してみたのですが、点字ブロックに沿っていくとスロープのところの手前、手すりがあるためか、スロープの手前で点字ブロックがなくなっていて、手すりのスロープの部分はなくて、そして手すりが終わってから庁舎の出入口の風除室の途中までの部分にはまた点字ブロックがあるという状況です。そして、建物の中には点字ブロックはありません。視覚障がい者の方がどのように来る想定でこのような造りになっているか、把握されていたらお聞きします。教えてください。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

今議員からございましたけれども、視覚障がい者が来やすい動線ということで、そのようになされているものと認識しております。多分手すりの部分に点字ブロックがないのは、やっぱりそこはちょっと緩やかな坂になっている関係で、そこにつまずいて転ぶ可能性もあるかなということで、多分そのところには点字ブロックがないのかなと。あと、庁舎内にも点字ブロックとかないわけなのですが、それはやっぱり視覚障がい者に限らず、車椅子だとか、あと高齢者の方なんかもやっぱりつまずきの原因となる可能性もありまして、あと安全で移動しやすい環境の整備を優先した結果、役場内というか、屋内には点字のブロックを設置しないという判断がなされたものと認識しております。壇上の答弁でも申し上げましたけれども、バリアフリー、あとユニバーサルデザインの考え方に基づいて設計、あと施工している部分がございますので、ただ視覚障がい者でないと分からない、気づかない部分が当然あると思います。もし視覚障がい者の方でここをこう直してもらいたいとか、そういったものがもしございましたらお伝えいただければありがたいなと思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。視覚障がい者の方だけでなく、全てのユニバーサルデザインということで、そこを総合するところのような造りになったのかなと想像しています。ただ、視覚障がい者の方やっぱり目が見えないので、何もないと真っすぐ歩くのは難しいという話でしたので、庁舎内は付添いの方もしくはいなければ役場の方が対応してくださる。でも、入り口まで行って、そこで1人でどうして、その点字ブロックで止まってしまうのですけれども、そのときにはどのようにお呼び、何か助けてくださいと声を上げればいいのかというところもあるのですけれども、その点はいかがですか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 入り口のところまでたどり着いていただければ、声を出していただければ気づいた職員が対応すると思いますし、気づかれるかどうか分からないのですけれども、インターホンなんか一応設置してありますので、それを活用できるかどうか分からないのですけれども、そういったものを利用して対応していただければと思います。

まず、以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。建物を造るときにということにはなってしまうのですけれども、そういう当事者の方から意見を直接聞くなどすることがあってもよかったのかなと、もう過去のことですが、個人的に思います。また、点字ブロックについてなのなのですが、町内のほかの部分にも点字ブロック敷いてあるところがあるのですが、年数がたっているため、すり減って認識しにくい部分もあると聞きました。白杖やほかの道具、目の見えない方は、白いつえやほかの道具を使いながら、あとは足裏の感覚とか、空気感とか、そういうほかの感覚をフルに使って歩くそうなのですが、やっぱりどうしても真っすぐ歩くのは難しいということをお聞きしています。

次に移りますけれども、先ほど壇上でも申し上げた条例の制定後、では職員の方が視覚障がい者やほか

の障がいの方に対する対応の仕方などを学ぶ機会があったのでしょうか。視覚障がい者の方の基本的な誘導方法や声のかけ方などがあるところらは聞いています。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

職員が学ぶ機会があったのかというご質問でございますけれども、今そういった具体的な、実践的な研修というのは今まで私の記憶ではあまりなかったように思います。これからやっぱりそれぞれ町としてできることと言えば、まず親身になって職員が対応することであると考えておりますし、障がい者や高齢者の立場に立って、どれだけよい対応できるかということなのだろうと思いますけれども、そのためにも実践的な職員の研修というものが必要になってくると思いますので、そういったことを今後検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。職員の方が親身に対応してくださっているということは十分理解してはおりますけれども、それにさらに基本的な対応を身につければもっとよくなると思いますので、ぜひ研修のご検討いただければと思います。ちなみに、その誘導方法というのをお聞きしたのですが、視覚障がい者の方はこの白杖を持っていない側に立って、視覚障がい者の肘の上辺りを、こちら辺をつかんでもらって誘導すると。でも、あくまでも主体は視覚障がい者の方にあるので、自分が強引に引っ張っていったりしないようにということを教えていただきました。

では、次に健康福祉課に視覚障がい者の方への支援というか、失明したらどうなるのだろうというところをお聞きします。例えば病気とかけがなどで失明してしまった場合、生活訓練とか職業訓練などを受けたいという希望がある場合は、まずは役場に相談するといいいのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

視覚に障がいのある方への支援というところでのご質問でございましたけれども、一般的に視覚に障がいのある方が利用できる補助ですとか助成制度につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービスの中に同行援護というサービスがございます。こちらについては視覚障がいにより移動が著しく困難であるという方に同行して移動に必要な情報を伝えるほか、移動の際の手助けを行うものでございます。介護サービスの要介護度に当たる障がい支援区分は必要ではございませんで、同行援護アセスメント調査票と呼ばれるものにより、判定となっているところでございます。また、掃除や洗濯、家事の用意をする家事援助や通院の際の車の乗降を手助けしてくれる通院等介助といったサービスもございます。これらは居宅介護と言われるサービスで、視覚障がいを持つ方以外も利用できるものでございます。こういった形で、様々一般的にはサービスあるところでございます。ただ、障がいのある方への支援と申しますと、先ほど町長答弁のほうにもありました日常生活用具の支給ですとか、福祉タクシー利用の交付ですとか様々ございます。また、身体障がい者や知的障がい者といった障がいの種類やその程度、重さにより様々ございますので、議員がおっしゃいましたとおりまずはどういった困り事か、そして障がいを持つ方の自立にどのように支援をしていくかということをご相談に応じ

たいと思いますので、まずは健康福祉課のほうにお問合せいただければと思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。もう聞いているだけでいろいろなサービスはあるけれども、どのようにそこに自分がつながっていくかというところが分からないので、役場でそこを間に立つてつないでくれるということで、それは大変心強いことかなと思います。

通院とか家事援助というところは、視覚障がい者に限らず利用できるということで承知しました。その方によっては自分でできるだけのことはしたいのだよねという方もいると思います。そのようなサービスも何かつないでくれるというか、探してくれるという理解になりますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

視覚障がいと一くくりにしましても、等級が1級から6級までと、その方によりましてどの程度ということもございますし、まずはご本人さんの意思もしくはご家族さんがどのようにしたいかということをごきちんとして、どういったサービスを使うかということをおつなぎしておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。そのときにちゃんと自分の希望をしっかりと伝えるということが大事だということを理解しました。

先ほども言ったのですけれど、もし視覚障がい者の方が仕事をしたいってなると、私のイメージとかなのですけれども、あんまとかマッサージとかはりとかをされている方が多いのかなって思うのですけれども、いろいろ調べてみますと今はITの進化で、パソコンを使ったお仕事を会社とか在宅でされているという方もいるようです。パソコンに何か別売りではあります、音声読み上げソフトをインストールして、インストールしますとキーを押すと、そのキーを読み上げてくれるというようなものもあるそうです。アクセシビリティって、誰でも使えるという使いやすさの視点から、スマホやタブレットも画面を触ると何のアプリなのかとか、時間を教えてくれるというような設定もありますし、スマホをかざすと読み上げてくれるというようなアプリもあるそうです。このようにせっかく自分でやろうと思えば情報を取れるというところもありますので、一つの情報源として活用したり、社会参加ができたりするのではと思っています。

遊佐町も施政方針にもありましたように、デジタル化を推進していくということ、高齢者向けのスマホ道場などされていますので、ぜひ視覚障がい者向けの講座も開いてほしいと思います。山形県内でも視覚障がい者センターなどが開催しているようです。これも社会参加の機会になると思いますし、居場所ということにもなると思うのですけれども、ご検討いただけないでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

ご提案いただきましたスマホの教室という形になろうかと思います。実際視覚障がいの方でもそういった機能を使われて、お一人でお暮らしになっている方などもいらっしゃるということも認識しております。

すので、その辺のところにつきましては検討をさせていただきたいと思います。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ぜひ前向きに、ご検討よろしく願いいたします。

私自身がそうだったのですけれども、視覚障がい者の方がどのようなことができ、どのようなことができないのかということがちょっとよく分からないのです。福祉課さんでされている認知症サポーター講座のように、視覚障がい者の特性とか、手伝うときはこういう対応することができますよというような、町民が理解を深めるための機会も併せてつくっていただけないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

視覚障がい者に特化したという形でのご提案でございましたけれども、今現在山形県では差別解消法というところの心のバリアフリー推進員養成講座というものを開催してございまして、派遣により出前講座を行うことも可能となっているところでございます。こういった制度を活用しまして、次年度以降職員含めて、勉強する機会を設けていきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。県でそのような講座があるのであればぜひ活用して、少しでもお互いに理解というか、するようになれば、お互いに少しでも気持ちよく暮らせるのかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それで、視覚障がい者の方は、お店などで誘導をお願いするのはちょっと申し訳ないなと思う方もいるようです。他人に迷惑をかけてはいけないという気持ちが強いのかなというところもあるかもしれません。ここまでは自分でできるので、ここからは力を貸してくださいという、言いやすい環境をつくっていただけたらいいなと思っています。それで、障がいをお持ちの方でもできることは自分でやりたいと思っている人や、できるだけ力を貸してほしいと思う人など様々な人がいると思います。遊佐町は、自分でできるだけやりたいという方が選択肢を持てるような環境を整備していただければいいなと強く思っています。

また、先日の報道で、山形県では長年不在だった歩行訓練士、歩行訓練士というのは歩く訓練とか、コミュニケーション訓練とか、日常生活訓練などをしてくれる訓練士の方なのでございますけれども、これを1人設置する予算を新年度でつけるということでした。視覚障がい者の方たちや周りの人たちが自分たちの願いを声に出して働きかけた結果が出始めてきているのかなと思って、とてもうれしく思っています。実際に歩行訓練士の活動が始まるのは秋以降とのことですが、視力というのは年々経過していくため、定期的に歩行訓練を受けることが望ましいとのことでしたので、歩行訓練士が設置された暁には歩行訓練士でこのようなサービスが利用できますよということもぜひ周知して、遊佐町の視覚障がい者の方にも利用を促していただけたらなと思います。

では、これで視覚障がいの質問は終わります。次に支援塾についての質問に移ります。学習支援塾については、毎年アンケートを取って、よりよい学習支援塾にできるよう積み重ねてきたとのこと、承知しました。生徒のアンケート集計もを見せていただきましたが、参加してよかった、点数が上がったと前向き

な回答が多くて、こちらもうれしくなりました。

そのアンケートの中からの質問なのですが、今は英語と数学だけの支援塾となっていますけれども、理科や社会もあつたらいいなという声もありました。科目を今後増やしていくとはご検討されていますでしょうか。教育課長にお聞きします。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

今現在学習支援塾は、数学と英語と2教科で行っております。やはり一番中学生が苦手としている科目というか、嫌いな科目、そういったトップツーンに挙げられるのがこの2教科だということで、これはいろんな調査とか、そういったことから明確になっているところがございます。という中でやはりどこにでは合わせていくかというところなのですが、どうしてもやっぱり嫌いな科目がある。それが勉強が分からない。そして、ますます勉強が嫌になるという、こういった悪循環を断ち切ることが一番やっぱり重要だと思いますし、そのところでまずこの2教科で現在実施しているというようなところなんです。今現在アンケートの中でもやっぱり学習支援塾に参加して、勉強が分かるようになった。そして、楽しくなると、勉強が好きになると。好循環をやっぱり作り出してきているというところが今の効果というふうに考えております。

さらに、これをほかの科目まで増やしていくかというところにもなるのですが、昔、ちょっと前の学習支援塾が始まった頃ですと、本当に講師の先生を確保するのも大変でという中で、当時の始まった頃は指導主事の先生とかが一生懸命そういった教職員のOBですとか、それから東北公益文科大学の大学生とかにも声をかけて、酒田から送り迎えまでもしてとかいう形でも対応してきたというようなことがございます。そういった講師の確保の問題とか、今現在も生涯学習センターの部屋使っているわけなのですが、そこで学習センターの部屋もなかなかいっぱいになっているというような、そういった現場の状況で、ほかの生涯学習関係の団体等もなかなか土曜日使えないのだからなんていう話なんかも聞いております。そういったところも考えて、一番やっぱり効率的にいい部分で数学と英語というふうにやらせていただいておりますので、確かに若干ほかの理科とかもやりたいとかという声もいただいておりますけれども、基本的には現状を踏襲するような形でやっていきたいと思っておりますし、またいろいろそういったご意見なんかも伺いながら、やれる可能性があるかどうか、そういったところは常に検討などはしてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。先生の確保の問題とスペースの問題というところで、増やしたいという気持ちはあっても、難しいというような形なのかなということを理解いたしました。

また、こちらアンケートからなのですが、支援塾の時間と、バスを利用して来るとすごく早く着いてしまって、それで終わってからまた結構30分くらい待つのですかね。待って、多分生涯学習センターだと待つところもあまりないから、バスの時間と微妙にずれているから、この修正をしてもらえないですかみたいなことを書いている方もいらっしゃるのですが、その点についてはいかが受け止めていらっしゃいますか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

アンケートでそういった意見は出ておりました。バス時間、バスで来られる方がいらっしゃいますので、そうなるとちょっと学習支援塾早く着いてしまうというところで、学習センターも基本的に8時半からというような開館時間になっていますので、土曜日ですと日直代行員が事務室を部屋開けてということになるわけなのですが、日直代行員に早めに来ていただいて開けてもらうというような、そういう対応をしているところです。そういった中で、ちょっとやっぱり始まるまで少し待ち時間があるというようなところで、それとか待ち時間あるので、保護者がもう送ってきてくれているというような方もいらっしゃるというふうに認識をしているところです。では、もっと早くから始めて、もっと終わりもそれに合わせてというようなことになるのかも分かりませんが、そういったところ、まず今現状の時間ぐらいがちょっと集中して勉強する時間帯として一番いいのかなんていうふうに思って、あんまり早くからというの、なかなかそれに合わせて、今度ではバスの子、それから送る子、それに合わせて今度各家庭も動かなければならないので、まずは今現状のように来た子のために学習室開けて、待てる状態つくっておくというようなところが今現実的な対応としてベストなのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。本当は8時半から開く学習センターを早めに日直の方が開けてくださっているという、一応できる限りの環境は整えていただいて、さらに無料だということを考えると、これが今できる、町がしてくださっているベストというか、一番いい形なのかなということを理解しました。

それと、今英語と数学で基礎と応用みたいな形で分かれてされているとは思いますが、基礎だとちょっと簡単過ぎて、応用だついでいけないうような真ん中の子もいるかなんて思っていて、何かこれもまたスペース、せっかく来たのに暇そうというか、面白くなさそうにしている子もちらほら見受けられたりもしているので、その点については何か考えていることとか、どのようにこちらも受け止めていらっしゃいますか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

暇そうにしているというのはちょっと私も認識不足でありまして、駒井議員は講師として務めておりますので、そういった実感でおっしゃられたのかなというふうに思います。

そういった中で、学習支援塾につきましては、教え合いとか、そういったところにも重点置いておまして、分かる子が教えてあげるとか、そういった中でうまく時間を有効に使っていただければなというふうに思っております。暇だというのはちょっと確かにもったいない話ではあるのですが、そういった、では分からない子に教えてあげるとか、いろんなやっぱりやり方あると思いますので、そういった中でうまく、現在基礎と応用とありますけれども、ではさらにその中間、普通的なところを増やせるかどうかというのはまたちょっとやっぱり運営上も大変なところも多くなってきますので、その辺はうまく講師のさじ加減で対応していただければなというふうに思っているところです。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。では、講師をもしまた来年度頼まれた暁には頑張りますと答えておきます。

次、今年度から公立高校の入試制度が変わりまして、前期、後期と分かれて試験が行われるようになりました。前期試験は試験科目が作文や面接というところが主で、英語や数学などの科目試験があるというのは少ないようでした。私立専願や前期で内定をもらった子が約7割ほどいるという中で、後期試験を受ける子たちがモチベーションを保って勉強を続けるというのは、学校だとやっぱり受かった子たちが、内定だとはいえやっぱり受かったよという多分雰囲気かじり出してくる中、残りの子たちが勉強を続けていくモチベーションを保つというのがちょっと私から、個人的な印象ですけれども、ちょっと難しいのかな、なかなか大変なのではないのかなって思っています。

支援塾は前期で6割、7割ほど決まってしまうから、2月の1週目で終わりという形に今なっていますけれども、本当に支援塾を必要としているのはもともとの始まりであった後期試験を受ける子たちなのかなと感じています。だから、前みたいに人数が少なくとも2月いっぱい続けて、数少ない子たちを支援するというのも考えてもいいのかなと思っています。支援塾という形で続けるのが難しいのであれば、図書館の学び合いスペースなどにちょっと先生、もう全員ではなくて、支援塾に関わってくださった先生、もう少数でもいいので、配置していただいて、毎週土曜日2月いっぱいにはここに先生がいるから、分からないところは聞きに来てねという場所があるだけでも何か、ではまだ頑張ろうという気になると思いますので、そのような後期試験、本当に科目試験を受ける子たちへの支援ということをご検討はいただけないでしょうか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

まず、学習支援塾の目的といたしましては、先ほど町長答弁でありましたけれども、やはり主体的に学ぶ力とか、そして自ら行動する力を地域とのつながりの中で育むというようなことでございます。やっぱりどうしても一番私たちが心配しているのは、やっぱり誰でも本気になれば頑張るのですけれども、なかなか本気になれるまでに時間がかかるというようなところで夏休み明けの9月からこういった学習支援塾を開催して、まず勉強みんなで頑張ってやっていきましょうという雰囲気をつくっていくというような中で、やっぱり自学自習とか家庭学習の習慣、そういったところを形成していくというようなところがやっぱり目的でもあります。これまでも昨年までは推薦で2月とかという形で大体決まってくるという中で、やはり2月になってくるとすぐ参加する生徒も少なくなって、教室によっては先生のほうが多かったみたい、そんな話も伺っておりました。それが今前期、後期の試験になって、ますます今度2月になって、参加する生徒も少なくなってくるといような現状の中で、今現在は今年も2月の頭で最終回行いました。それがちょっとベストなのかなというところで、今まで講師の先生方からいろいろ教えてもらって、面倒見てもらって、励ましの言葉をいただいて子供たちもやる気になってきたと。そして、あと1か月では頑張れということで、最後閉塾式を行っております。あとはもう自分の力だよというようなところでやっておりますので、そういった方式がいいのかなと。あと、学校のほうでも当然最後まで子供たちに伴走しな

がら、そこは当然進路決まっている子供はいますけれども、これから受験を迎える生徒の支援というのは、もう学校がそこはしっかりやっていくべきでありますし、そうやってくれておりますので、そこに期待しているところでございます。

また、駒井議員が最後おっしゃられた勉強分らないとき聞きに行く環境を、そういった何か学び合いスペースにつくれたらという話もございましたけれども、それもご意見として承りまして、そういう方向できるかどうか、そういったところはちょっと検討してみたいとは思いますが、なかなかそこもまた場所の問題とか、そこも図書館は図書館でやっぱり勉強したり、読み聞かせの行事もあって、いろいろありますので、そういったところの絡みも含めて、まずご意見として承りたいというふうに思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 私の訴えを受け止めてくださって、ありがとうございます。

無料で、本来は自分でするところを町が支援しているという形ということは理解しつつも、何か今の子供たちはすごく選択肢が多い状況で、何か迷うというか、昔だったらここをこうやっていけば大丈夫みたいな感じでみんな同じ方向に向いていたと思うのですけれども、今はいろんなことを、いろんな道があって、いろんな方法を選んで、やっぱり保護者もお子さんもこれって本当に正解なのかなみたいに不安になる部分もあると思うのです。なので、後期の試験を受けるという選択をした子が最後まで頑張れるように、ツーデーマーチのせっかくウォークみたいな乗りではないですけども、せっかく支援塾だから、ちょっと延長線みたいに、2月の最終土曜日はここに先生がいるから、大丈夫だよみたいな形とかが取れると、さらに何か町からこんなに応援してもらっているのだということにもつながるのかなと思っています。社会福祉協議会さん主催の白ゆり会、本当は独り親向けの方の勉強会ということでしたけれども、今はそういうくくりはなく、誰でも来ていいよということも月3回生涯学習センターでやっているということでしたので、小学生がメインだということでしたが、自分の勉強したいところを持ってきて、そこに先生が教えてくれるという形もあるので、そのようなところと一緒にやるとか何かいろいろできるのかなと。移住、定住支援とかにも支援だと遊佐高の支援しか、ぱっとしか書いていなかったりして、では遊佐の町内にいる子供たちの支援はどうなのだということも言われていますから、支援塾で最後まで支援するということも町内の子供たちのこともちゃんと町は考えているのだなって伝わると思っていますので、何らかの形で検討いただけたらなと思っています。

あと、最後にちょっと教育長にお聞きしたいのですけれども、教育長は学習支援塾の始まりのときに受験は団体戦だといつもおっしゃっていらっしゃいますけれども、選択肢がやはり増えた中、どのように捉えて団体戦として受験に向かっていくというイメージを教育長がされているのかお聞きします。

議長（高橋冠治君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） では、お答え申し上げます。

まずは8年目になります学習支援塾、私も携わらせていただいていますけれども、非常に地域の方々の協力によって、遊佐町は地域で子供たちを育てることを非常に具現化しているものだと思います。地域と共にある学校、そして学校を核とした地域、この地域という言葉が学習支援塾にも現れているのかなと思います。3番、駒井議員をはじめとする10名の優秀な講師陣、これすばらしいと思って見えています。町内

在住の方はもちろん、遠くは酒田、旧松山からも来ていただいて、15回やっていただいています。そんな中で非常に手厚く充実した環境、これを提供しているというふうに捉えております。私以前中学校教員として、卒業生を11回送り出したことがございます。昔は母校の菅里中学校で2回、新生遊佐中学校でも2回、そのときの担任、または学年の生徒、学校の生徒で、この役場庁舎内にもたくさんの優秀な生徒がいて、会うたびに身の引き締まる思いがいたしております。本当にうれしい限りでございます。

先ほど入試は団体戦というふうにありましたけれども、やはり子供たちを、生徒を担当して3年生の受験期を迎えると、やはり第1志望に受かるためには自分だけ勉強して、自分だけ学習して受かると。これも1つだと思いますが、やっぱりクラスメートとか学年の雰囲気、それで学校の後輩たちが応援してくれる、こういう雰囲気を大切にしていまいりました。当然友達が合格したときは喜び、自分が合格したときは喜んでいただく、そういうふうな望ましい関係を築いていく。これは、もう中学生入学したときからリーダーシップとフォロワーシップということで、フォロワーシップということ強く訴えてきています。

開塾式も閉塾式も入試は団体戦と言っておりますが、実は先ほど3番議員おっしゃったように早く決まった生徒、後で受ける生徒に非常に悪影響を及ぼすという、そういう心配が以前はありました。今回入試制度が変わりましたので、中学校に、実際に3年生の先生方に問い合わせしてみました。そしたら、入試は団体戦という、内定した子も自分なりに静かに勉強したり、または受験近くになるとまず励ましたりとか、そういう何か先生方が以前経験したそういう心配は、今遊佐町の3年生にはないというふうに断言できるということで、非常にそれはありがたいなというふうに思います。これは、取りも直さず学校で3年間を通した進路指導はもちろんですけれども、やっぱり地域の方、町内の方々がそれぞれ応援してくれている、関わってくれている。ひいては支援塾終わると、ふらっとさんとシュークリームとか様々な物をブースで売ったりとか、最後は合格ラスクをプレゼントしてくれるとか、やっぱりこういうモチベーションとなる、そういうところが遊佐町のよさだなというふうに思っております。物事はやっぱりスクラム組んで、チームでやはり物事に当たると、それが一番の成果になるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 突然お聞きしたのはとても詳しく、そして3年生の子たちは、内定した子も悪影響というか、そういうこともなく、これから受験される子たちを励ましているということで、よかったなと思っております。また来年度もきっと支援塾は継続されるのかなと思いますので、またさらに支援の対象者が毎年変わるので、こうするといいというのはないと思いますけれども、その年の3年生の子たちが自分の目標に近づけるような支援を続けていっていただけたらと思っております。

まだちょっと時間あるので、町長も支援塾には力を入れていた印象なので、町長が関わった最初の頃と今との印象とかもしありましたらお願いします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） ちょっと時間があるので、参加させていただきます。

私、参加者アンケートを拝読いたしました。学習支援塾に参加していなかったら、入試や模試テストで自分の目標の点数まで届かなかったと思う。分からないところを納得するまで教えていただいたので、焦らず問題を解くことができた。自分のうちで数学とか基礎から学ぶのはなかなかできなかったと思う。分

からないところを聞いて、すぐ理解できて、とても勉強になったと思う。何年分も公立の過去問題をもらえて、勉強に役立てることができてよかった。基礎から見直すことができて、以前よりも数学への苦手意識が減りました。英語でも私が特に苦手である長文読解や英作文などの対策ができて、テストで書ける問題が増えました。参加して損はなし、むしろ得をしました。本当にありがとうございました。これだけのアンケートが本当に8年間の重みでございます。

私が町長になったときに思ったことが、自分が子育てしたときになかったことをこの町に、自分が中学生だったときにあったらよかったなと思ったことをこの町にという気持ちも中にありまして、今まさに駒井議員は議員でありながら、そのように町の事業にも応援してくださって、ありがたく思っております。

また、私は思うのですが、教育は実は食育、今日今回広報ゆざのほうで、14ページに遊佐小学校の栄養教諭の方が表彰されております。小野寺町長のご家族だとお伺いしていますが、このように脈々と遊佐町はいろんないいことをやってきていて、いろんなことを展開してきておりました。やはり今いろんなピンチがありますが、ここにいる議員の皆様、そして職員、そしてできることをできる人がやっていくという時代に入ったのかなと思いつつながら今の駒井議員の議論を聞いておりました。また、食育については先ほど農業委員会会長のほうとも話ししていたのですが、遊佐の子供たちの給食、もっともっと、もっともっといいものにしたいねとか、本当にいろんなことを考えてくださっているたくさんの方がいて、私もその言葉に共感いたしました。

ちょっとずれますが、アレルギーを持っているお子様たちが町内におりまして、その給食も実は調理器具から全部、遊佐町は違う調理器具で調理しております。アレルギーを持っているお子様たちは、日々お母様もお父様も本当にお弁当を作るにしても、困っていらっしゃるということはお聞きしております。まずは私は、今教育から始まって、食育までいってしまいましたが、今駒井議員の様々なユニバーサル、そして障がい者の方の手助けもそうですが、職員がそういう方がいたらすぐ飛んでいって、今庁舎内ではそういうやり方を研修なくてもやっているということもお伝えできてよかったと思いますし、これからもますますいろんなことができる役場庁舎でありたいと思っています。ただ、研修会をやりますとか、このようにしますとは明言できないのですが、ここにいらっしゃる議員の方々もそうです。私もそうです。町内で目の見えない困っている方がいたら助けますし、またこの前蔵岡まちづくりセンターでは手話の通訳の方とかいろんな方が今度手話を、きちんと通訳の方をつけてくださる行事が増えました。私が12年前議員のときは、そのようなことも本当に夢のような話でしたので、皆様に感謝いたします。

私の答弁は以上でございます。

議長（高橋冠治君） これにて3番、駒井江美子議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日3月6日午前10時まで延会いたします。

お疲れさまでした。

（午後3時46分）